

熊取町議会委員会会議録

[平成29年6月定例会]

議会運営委員会

総務文教常任委員会

事業厚生常任委員会

熊 取 町 議 会

目 次

〔議会運営委員会（6月1日）〕	
平成29年6月熊取町議会定例会の運営について	1
その他	4
〔議会運営委員会（6月14日）〕	
平成29年6月熊取町議会定例会における追加議案の取扱いについて	5
その他	11
〔総務文教常任委員会〕	
議案第48号 退職手当条例の一部を改正する条例	14
質 疑	14
採 決	15
議案第49号 育児休業条例の一部を改正する条例	15
質 疑	15
採 決	16
議案第54号 町立中学校普通教室等空調設備の購入について	16
質 疑	16
採 決	19
議案第55号 平成29年度熊取町一般会計補正予算（第1号）	19
質 疑	19
採 決	25
〔事業厚生常任委員会〕	
請願第1号 精神障がい理解啓発講座開催についての請願	28
趣旨説明	28
質 疑	29
採 決	30
議案第50号 墓苑条例の一部を改正する条例	31
質 疑	31
採 決	33
議案第51号 特定教育・保育施設及び特定地域型保育事業の運営に関する基準を定める条例 の一部を改正する条例	33
質 疑	33
採 決	35
議案第52号 永楽ゆめの森公園条例の一部を改正する条例	35
質 疑	35
採 決	41
議案第53号 附属機関条例の一部を改正する条例	41
質 疑	41
採 決	42
議案第56号 平成29年度熊取町下水道事業特別会計補正予算（第1号）	42
質 疑	42
採 決	42

議案第57号	平成29年度熊取町墓地事業特別会計補正予算（第1号）	42
	質 疑	42
	採 決	43

議 会 運 営 委 員 会

議 会 運 営 委 員 会

月 日 平成29年6月1日(木曜)招集

場 所 熊取町役場北館3階大会議室

出席委員	委員長	江川慶子	副委員長	浦川佳浩
	委員	文野慎治	委員	鱧谷陽子
	委員	二見裕子	委員	矢野正憲
	委員	佐古員規	議長	坂上巳生男

欠席委員 なし

説明員	町長	藤原敏司	副町長	中尾清彦
	企画部長	貝口良夫	総務部長	南和仁
事務局	局長	北川雄彦	書記	藤原孝二

付議審査事件

- 1) 平成29年6月熊取町議会定例会の運営について
- 2) その他

委員長(江川慶子君)皆さん、おはようございます。

本日は、平成29年6月熊取町議会定例会の運営について審議をしていただくため、ご参集をお願いしたところでございます。

なお、本日の審議に当たりましては、議会委員会条例第19条の規定により、町長ほか関係職員の出席を求めています。

ただいまの出席委員は7名全員であります。定足数に達しておりますので、これより議会運営委員会を開会いたします。

(「10時00分」開会)

委員長(江川慶子君)まず初めに、本定例会に提案されます議案について説明を求めます。南総務部長。総務部長(南和仁君)それでは、平成29年6月熊取町議会定例会にご提案させていただきます案件につきまして、お手元の資料に基づき説明させていただきます。

順序につきましては、議会の進行に基づきご説明申し上げます。

まず、行政報告につきましては、繰越明許費繰越計算書についてが1件、熊取町土地開発公社の経営状況報告についてが1件、損害賠償に関する専決処分報告についてが1件、合計3件でございます。

次に、予定議案につきましては、人事案件が18件、条例改正が6件、町立中学校普通教室等空調設備の購入についてが1件、補正予算が3件、合計28件でございます。

それでは、各案件内容について説明申し上げます。

資料裏面のほうをごらんください。

まず、行政報告でございます。

1件目の繰越明許費繰越計算書につきましては、平成28年度熊取町一般会計予算のうち繰越明許費に係る経費を翌年度に繰り越したもので、地方自治法施行令第146条第2項の規定により報告するものでございます。内容につきましては、戸籍事務事業繰越額336万4,000円ほか5事業となっております。

2件目の熊取町土地開発公社の経営状況報告につきましては、地方自治法第243条の3第2項の規定により、平成28事業年度熊取町土地開発公社決算及び平成29事業年度熊取町土地開発公社予算

について報告するものでございます。

3件目の損害賠償に関する専決処分報告につきましては、地方自治法第180条第1項の規定により議会において町長の専決処分対象として指定されている事項のうち、損害賠償に関する専決処分を行いましたので、同第2項の規定により報告するものでございます。

続きまして、予定議案について報告させていただきます。

表面をごらんください。

1件目、2件目の人権擁護委員候補者の推薦につきましては、平成29年12月31日をもって現在の2名の委員の方の任期が満了いたしますので、人権擁護委員法第6条第3項の規定により議会の意見を求めるものでございます。

1件目は、現市場谷弘子氏の任期満了に伴い、同氏の再任について意見を求めるものでございます。

2件目は、現前田美穂子氏の任期満了に伴い、同氏の再任について意見を求めるものとなっております。

3件目から18件目の農業委員会委員の任命同意につきましては、平成29年7月19日をもって現在の委員の任期が満了いたしますので、新たに16人の方々の任命について、農業委員会等に関する法律第8条第1項の規定により議会の同意を求めるものでございます。

19件目の退職手当条例の一部を改正する条例につきましては、雇用保険法等の一部を改正する法律により国家公務員退職手当法の一部が改正され、失業者の退職手当に係る給付内容が改正されたことに伴い、職員の退職手当制度の改正の必要が生じたことから、この条例案を提出するものでございます。

20件目の育児休業条例の一部を改正する条例につきましては、人事院規則の改正により国家公務員の育児休業制度が改正されたことに伴い、職員の育児休業制度の改正の必要が生じたことから、この条例案を提出するものでございます。

21件目の墓苑条例の一部を改正する条例につきましては、熊取永楽墓苑について、地方自治法第244条の2第3項の規定に基づき、指定管理者に管理を行わせるため、この条例案を提出するものでございます。

22件目の特定教育・保育施設及び特定地域型保育事業の運営に関する基準を定める条例の一部を改正する条例につきましては、特定教育・保育施設及び特定地域型保育事業の運営に関する基準及び子ども・子育て支援法施行規則の一部を改正する内閣府令が平成29年3月31日に公布され、4月1日から施行されたことに伴い、本条例の一部を改正する必要が生じたことから、この条例案を提出するものでございます。

23件目の永楽ゆめの森公園条例の一部を改正する条例につきましては、永楽ゆめの森公園について、地方自治法第244条の2第3項の規定に基づき、指定管理者に管理を行わせるため、この条例案を提出するものでございます。

24件目の附属機関条例の一部を改正する条例につきましては、永楽ゆめの森公園及び熊取永楽墓苑の指定管理者の選定に関する審議を行う機関として、新たに指定管理者選定委員会を設置するため、この条例案を提出するものでございます。

25件目の町立中学校普通教室等空調設備の購入につきましては、当該空調設備を購入するに当たり、地方自治法第96条第1項第8号及び要議決契約等条例第3条の規定により、議会の議決を求めるものでございます。

26件目の平成29年度熊取町一般会計補正予算（第1号）につきましては、歳入歳出予算の総額に歳入歳出それぞれ9,624万7,000円を追加するものでございます。主な補正内容は、社会資本整備総合交付金の内示に伴う道路事業、公園事業の追加計上及び債権回収プロジェクトチームに係る経費などとなっております。

27件目の平成29年度熊取町下水道事業特別会計補正予算（第1号）につきましては、歳入歳出予

算の総額に歳入歳出それぞれ215万7,000円を追加するものでございます。補正内容は、住民訴訟に係る損害賠償金の納入及び国庫補助金の返還に伴う町債元金の繰上償還でございます。

28件目の平成29年度熊取町墓地事業特別会計補正予算（第1号）につきましては、歳入歳出予算の総額に歳入歳出それぞれ4万7,000円を追加するものでございます。補正内容は、永楽ゆめの森公園及び熊取永楽墓苑の指定管理者制度導入に伴う選定委員会委員の報酬となっております。

以上で、平成29年6月熊取町議会定例会にご提案させていただきます案件についての説明を終わらせていただきます。よろしく申し上げます。

委員長（江川慶子君）ただいま説明がありました議案について、質疑があれば承ります。質疑はありませんか。

（「なし」の声あり）

質疑なしと認めます。

以上で質疑を終わります。

以上で、本定例会に提案されます議案の説明を終わります。

次に、本定例会の会期についてを議題といたします。

会期については、別紙日程表（案）のとおり、6月7日から6月21日までの15日間といたします。

本会議の開会については、6月7日、6月8日、6月9日及び6月21日の4日間といたします。

各常任委員会の開催については、総務文教常任委員会を6月16日に、事業厚生常任委員会を6月14日に、それぞれ開催いたします。

第2回の議会運営委員会につきましては6月14日に、議員全員協議会を6月16日に開催いたします。

以上のとおり、平成29年6月熊取町議会定例会の会期及び会議日程を決定したいと思いますが、これにご異議ございませんか。

（「異議なし」の声あり）

異議なしと認めます。それでは、会期及び会議日程については、そのようにさせていただきます。

次に、一般質問の順番につきましては、お手元に配付のとおりであります。

なお、5月30日の正午に通告を締め切った後、くじ引きにより決定いたしました。

次に、議事の運営であります。日程第4 議案第30号及び日程第5 議案第31号 人権擁護委員候補者の推薦についての件、日程第6 議案第32号から日程第21 議案第47号までの農業委員会委員の任命同意についての件、以上の18件については、委員会付託を省略し、本会議で審議をしていただきます。

次に、日程第22 議案第48号 退職手当条例の一部を改正する条例の件、日程第23 議案第49号 育児休業条例の一部を改正する条例の件、日程第28 議案第54号 町立中学校普通教室等空調設備の購入についての件、日程第29 議案第55号 平成29年度熊取町一般会計補正予算（第1号）の件、以上の4件については、総務文教常任委員会に付託し、審議をしていただきます。

次に、日程第24 議案第50号 墓苑条例の一部を改正する条例の件、日程第25 議案第51号 特定教育・保育施設及び特定地域型保育事業の運営に関する基準を定める条例の一部を改正する条例の件、日程第26 議案第52号 永楽ゆめの森公園条例の一部を改正する条例の件、日程第27 議案第53号 附属機関条例の一部を改正する条例の件、日程第30 議案第56号 平成29年度熊取町下水道事業特別会計補正予算（第1号）の件、日程第31 議案第57号 平成29年度熊取町墓地事業特別会計補正予算（第1号）の件、日程第32 請願第1号 精神障がい理解啓発講座開催についての請願の件、以上7件については、事業厚生常任委員会に付託し、審議していただきます。

以上のとおり平成29年6月熊取町議会定例会の運営を行うことについて、ご異議ありませんか。

（「異議なし」の声あり）

異議なしと認めます。それでは、平成29年6月熊取町議会定例会の運営については、以上のとおり決定いたしました。

ここで、理事者の皆様方にはご退席をお願いします。お疲れさまでございました。

(理事者退席)

委員長（江川慶子君） それでは、引き続きまして、意見書等の取り扱いについてでございますが、意見書・要望書等受付一覧をごらんください。

まず、意見書につきましては、5件提出されております。

佐古議員から福祉職場の職員の大幅な増員と賃金の改善の実現を求める意見書（案）を1件、二見議員からギャンブル等依存症対策の抜本的強化を求める意見書（案）を1件、次に鱧谷議員から少人数学級の推進を求める意見書（案）、国連での核兵器禁止条約制定交渉会議に日本政府が参加し、条約制定に主導的役割を果たすことを求める意見書（案）、森友学園問題の徹底審議を求める意見書（案）の3件、以上の5件の意見書について、各会派に持ち帰り、審議をしていただき、次回6月14日の議会運営委員会で意見を提出していただきます。

ほか、要望書等についての紹介は省略いたします。

以上で、平成29年6月熊取町議会定例会の運営に関する事項を終了いたしますが、ほかに何かあれば承ります。何かございますか。

(「なし」の声あり)

ないようですので、これをもって議会運営委員会を閉会いたします。お疲れさまでございました。

(「10時17分」閉会)

以上の委員会の次第は議会事務局長の記載したものであるが、その内容が正確であることを証するため、ここに署名する。

議会運営委員会委員長

江川慶子

議 会 運 営 委 員 会

月 日 平成29年6月14日（水曜）招集

場 所 熊取町役場北館3階大会議室

出席委員	委員	長	江川慶子	副委員	長	浦川佳浩
	委	員	文野慎治	委	員	鱧谷陽子
	委	員	二見裕子	委	員	矢野正憲
	委	員	佐古員規	議	長	坂上巳生男

欠席委員 なし

事務局	局長	北川雄彦	書記	藤原孝二
-----	----	------	----	------

付議審査事件

- 1) 平成29年6月熊取町議会定例会における追加議案の取扱いについて
- 2) その他

委員長（江川慶子君）皆さん、こんにちは。

本日は、平成29年6月熊取町議会定例会における追加議案について審議をしていただくため、ご参集をお願いしたところでございます。

なお、今回は、理事者提出議案はございませんので、理事者側の出席は求めておりません。

ただいまの出席委員は7名全員であります。定足数に達しておりますので、これより議会運営委員会を開会いたします。

（「13時30分」開会）

委員長（江川慶子君）それでは、先日持ち帰っていただきました意見書5件についてご意見をいただきます。お手元に配付いたしております意見書一覧の順に審議いたします。

まず、1件目の福祉職場の職員の大幅な増員と賃金の改善の実現を求める意見書（案）についてご意見等を承ります。ご意見等はありませんか。鱧谷委員。

委員（鱧谷陽子君）本当に今の現実を反映した意見書だと思っております。賛成するのですが、ちょっと「です・ます調」が混ざっていたりとか、それから「2017年度に追加の処遇改善を」と書いてありますけれど、もう本年度から行われております。その辺をちょっと訂正したいと思っておりますので、訂正文をお配りさせていただいてもいいでしょうか。

委員長（江川慶子君）ご用意されているということですね。鱧谷委員。

委員（鱧谷陽子君）はい。

委員長（江川慶子君）そしたら、お願いします。

（「それは言えないんでしょうか」の声あり）

（「言えないレベルというか、幾つもちよっとあって」の声あり）

（資料配付）

委員長（江川慶子君）すみません、ふなれなもので。お手元に届きましたでしょうか。

（「すみません、枚数が足りなくて申しわけありませんでした」の声あり）

鱧谷委員、ちょっとお待ちください。

それでは、修正案を。鱧谷委員。

委員（鱧谷陽子君）前の意見書、不備ということではないんですけども、「です・ます調」とか、ちょっと表現の仕方を訂正していただけたらと思いますので、見ていただきたいと思っております。

まず初めに、「政府は2017年度に追加」というところを「本年度から行っている追加の処遇改善

については」、「行うとしているが」というところも「ついては」に変えさせていただいております。

それから、「法定の休息や休暇が取得できない背景にある現場の人手不足を解消する職員の増員がいつい盛り込まれていないことも」と書いてありますけれども、「増員に向けた方策がいつい盛り込まれておらず、極めて不十分を言わざるを得ない」。

それから、本文の一番最後ですが、「よって、本町議会は政府において、下記の事項を実施するよう強く要求する」。

それから、最後の3番目において、「拡充させてください」とか「おこなってください」とがあるんですけど、「拡充すること」、「整備を行うこと」によれば訂正していただけたらというふうに思っております。よろしく願いいたします。

委員長（江川慶子君）佐古委員、どうでしょうか。佐古委員。

委員（佐古員規君）一応文言の訂正等ということですので、これで考えていきたいと思うんですけども、特に大きな逸脱したようなことはないの、これにシフトしていきたいと思います。

委員長（江川慶子君）二見委員。

委員（二見裕子君）賛成ということですけども、私のほうも文言修正をしていただけたらという部分をちょっと提案させていただきたいので、言わせていただきます。

まず、1番のところですけども、「完全週休2日制の実施」というところはなくしていただくということと、「職員を大幅に増やすこと」ということもなくしていただくということで、1番が、「福祉職場の職員配置基準を抜本的に改善し、法律で定められた休憩・休暇の取得ができるようにすること」というふうな文言でお願いしたいことと、2番目の「人件費財源を大幅に増額し」ということもなくしていただいて、その後からの文章を続けていただくということと、3番のところは、「維持・拡充すること」とさっき鯉谷委員がおっしゃいましたけれども、「維持すること」にしていただきたいのと、最後のところ、「整備をおこなうこと」ではなく「検討すること」というふうな感じの文言でお願いしたいなと思います。

委員長（江川慶子君）今、変更のみお話があったんですけども、理由とかは特にないですか、その変更の。よろしいですか、説明はなかったんですが。

（「はい」の声あり）

ほかにありますか、ご意見。今、二見委員から修正案が出たんですが。佐古委員。

委員（佐古員規君）今、二見委員のほうからも修正案ということで、それを削除すれば賛成ということであれば、その部分は考慮したいと思います。

委員長（江川慶子君）考慮するという事なんですけども、皆さんのご意見どうですか。5カ所変更が出ております。鯉谷委員、いかがでしょうか。鯉谷委員。

委員（鯉谷陽子君）ちょっと二見委員にお聞きしたいんですけども、「人件費財源を大幅に増額し」というのがなぜいけないのか。10万円の賃金格差を解消するためには、そこがないとできないように思うんですけども、なぜこの文言が入れられないのか、ちょっと教えていただけませんか。

委員長（江川慶子君）この提案の2番のところの最初の文章……。鯉谷委員。

委員（鯉谷陽子君）はい、2番目のところ。最初のところを……

委員長（江川慶子君）削除というところですね。二見委員。

委員（二見裕子君）「人件費の財源を大幅に増額し」ということも大事なと思いますけれども、ここは別に私は要らないのじゃないかなというふうに思いましたので、削除というふうにさせていただきました。

委員長（江川慶子君）鯉谷委員。

委員（鯉谷陽子君）要らないということは、賃金格差の10万円を解消するためにほかの施策があるということの意味なんですか。ちょっとその辺の意味がわからなかったんですが。

委員長（江川慶子君）今、まず鱧谷委員の修正案の部分では、提出者の佐古委員からこれでいいということで、その後、二見委員から、要望事項、下の3点のところ、1、2、3のところでは5カ所変更が再度出ているんですが、その中の意見としては提出者からはこれでいいということでしたが、2番の「人件費の財源を大幅に増額し」の文言をなぜ消すのかというところの話になっていますが、ここを削除するか、そのまま入れておくかということでご意見を聞いてもよろしいですか、皆さんに。よろしいですか、ご意見ございせんか。全体的に、この意見書には、皆さん、反対意見はないようですね。2番のところだけちょっと今意見が分かれています。どうさせていただきますようか。鱧谷委員。

委員（鱧谷陽子君）「10万円の賃金格差を解消するための施策を実施すること」ということですから、こういう人件費財源を増額するというのも入っているということで納得したいと思います。

委員長（江川慶子君）今、鱧谷委員のほうから削除してでもいいというようなご意見だったので、前置きの「人件費財源を大幅に増額し」というところを削除した形で取りまとめたと思いますが、どうしましょう、文言の修正等、事務局のほうで。北川議会事務局長。

議会事務局長（北川雄彦君）ちょっと確認させてください。

後から出していただいた鱧谷委員の意見書をもとに、1、2、3とあるんですけども、1番は「完全週休2日制の実施や」という部分を抜く。「できるようにすること」とする。2で「人件費財源を大幅に増額し」というところを削る。3で「廃止せず、維持すること」とする。最後の結びが「整備を検討すること」という変更の理解でよろしいですか。

委員長（江川慶子君）よろしいですか。

（「はい」の声あり）

北川議会事務局長。

議会事務局長（北川雄彦君）あとちょっと気がついたんですけども、一番上の行で「職員の定着がむつかしく」になっていますけども、もともと「むずかしく」ですので、「むずかしく」でいいですか。

（「すみません」の声あり）

はい、すみません。

そしたら、あともう一つ気がついたのは、「下記の事項」と書いていますので、下記となりますと、この1、2、3の下記の間に「記」と普通入れると思うんですけども、それもやらせてもらってもよろしいですか。

（「はい」の声あり）

すみませんが、それで。

委員長（江川慶子君）佐古委員。

委員（佐古員規君）提案者として、ありがとうございます。これで通るのであれば、これで修正のほうをお願いしたいと思います。

委員長（江川慶子君）北川議会事務局長。

議会事務局長（北川雄彦君）あともう一つ確認というか、中ほど2段落目、「国の制度にもとづく堺」と書いて消して「社会」になっていますので、これはもともと「社会」ですので、「社会福祉事業」ということで。

（「はい」の声あり）

はい、すみません。

本文の中等、変わった部分については全部、後から出てきたものをもとに打たさせていただきます。

委員長（江川慶子君）それでは、本件はそうように修正し、追加議案として上程することにいたします。

次に、2件目のギャンブル等依存症対策の抜本的強化を求める意見書（案）についてご意見等を承ります。ご意見等ありませんか。鱧谷委員。

委員（鱧谷陽子君）特定複合観光施設区域の整備の推進に関する法律の中には、カジノを推進するという文言が入っているんです。そういう文言が入って、そういうことを進めながら、ギャンブル等依

存症対策の抜本的な対策強化を求める意見書ということで、非常に矛盾しているのではないかと
いうふうな感じがしますのと、それからもともと大阪はギャンブル依存症が非常に多くて、パチンコ
台数が20万台を超えているというのが大阪の実情です。大阪がギャンブル依存症患者が一番多いと
いうところへ、またカジノを持ってきて、ギャンブル依存症がもっとふえるというふうなことで、
それからカジノは、パチンコでしたら1回負けても1日で最大で31万円ぐらい、ところがカジノは、
24時間営業ということもあるんですけれども、1回で50万円から2,500万円ぐらいかける方がいら
っしゃるといって、1分や2分でもう勝負がついてしまうということ。もし勝つと、すごく頭
の中にずっとその勝ったという記憶が残り続けて、カジノはパチンコよりももっとギャンブル依存
症になりやすいということが言われております。

私の友人も、旦那さんがパチンコで多額の借金をこしらえて、離婚に陥ってしまったというふ
うなことがあって、本当にギャンブル依存症がなかなかわかっていても治っていかないという病気
であるということなので、このギャンブル依存症を、強化を求める意見書は、火をつけながら横で
火を消していくというふうな感じの意見書みたいに思えますので、私は反対したいと思ってお
ります。

委員長（江川慶子君）ほかにご意見ございませんか。二見委員。

委員（二見裕子君）今、鱧谷委員がおっしゃることであるならば、なおさらこのギャンブル依存症対策
というのをやっていかないといけないのではないかなというふうに思っております。

これは、今回、特定複合観光施設区域の整備の推進に関する法律の中で、ギャンブル等依存症対
策ということで出てきましたが、それだけではなく、やはり先ほどもおっしゃっていたようにギヤ
ンブルで生活を壊していく方もいらっしゃるということを考えたときに、アルコール依存症とか薬
物依存症というのは手当てというのがされていますけれども、このギャンブル依存症に対してはな
かなか対策が講じられていないというのが現状かなというふうに思っておりますので、その上でこ
の意見書を提案させていただきました。

委員長（江川慶子君）鱧谷委員。

委員（鱧谷陽子君）特定複合観光施設区域の整備という中にカジノが入っているということはお存じで、
そういうことをおっしゃっていらっしゃるということですか。

委員長（江川慶子君）二見委員。

委員（二見裕子君）はい。わかっております。

委員長（江川慶子君）鱧谷委員。

委員（鱧谷陽子君）その推進をするのに、カジノがされて、韓国の、名前は忘れまじけども山の中
にある大きなカジノのところでは、韓国から、韓国のあちらこちらから来られて、自分の車で来られ
て、車を売ってまでカジノに投資をしてしまって、そこのまちがもう本当に1年、2年で生活保護
者がどんどんふえて、そこからもう動けないという人がふえてきていると聞いております。そのよ
うな状況に大阪がなっていくとしたら、大変なことになると思うんです。ある程度、外国からも来
られますけれども、ほとんど日本人の方が行かれるケースが多いかなと思います。そういうふうな
状態は絶対につくってほしくないと思うんです。

だから、この特定複合観光施設の整備という中にカジノが入っていながら、その上でギャンブル
依存症を、抜本的に強化を求めるというのは、全く反対だと思います。先にカジノをやめて、パチ
ンコでされる方を救っていくというのが、まずすべきことだと思います。

委員長（江川慶子君）ほかにご意見はございませんか。

（「なし」の声あり）

それでは、本件意見書（案）について、意見等をまとめます。

意見が一致しないので、上程しないことにいたします。

次に、3件目の少人数学級の推進を求める意見書（案）についてご意見等を承ります。ご意見等
ありませんか。二見委員。

委員（二見裕子君）この少人数学級の推進を求める意見書なんですけれども、平成25年9月にも同じような内容の意見書が出ているかなというふうに思いますので、今回、これを出す必要はないのじゃないかなというふうに考えております。

委員長（江川慶子君）鱧谷委員。

委員（鱧谷陽子君）たしかに35人学級推進の意見書を平成25年の9月議会に提出しました。そのときには、政府ももう1年生、2年生の35人学級をするということで、至急してくださいという意見書でした。ところが、この29年度になってもまだ進んでいない。

熊取町でも、1年生、2年生では20何人でクラス数ができていたのに、3年生になったとたん34、5人から40人近くの学級になるという学校があります。そのようなところがありますので、ぜひ国として小学校を少人数学級にさせていただきたいということで、もう一度、出させていただきます。どうかよろしくお願いします。

委員長（江川慶子君）ほかにご意見ございませんか。

（「なし」の声あり）

それでは、本件意見書（案）について、意見等をまとめます。

意見が一致しないので、上程しないことにいたします。

次に、4件目の国連での核兵器禁止条約制定交渉会議に日本政府が参加し、条約制定に主導的役割を果たすことを求める意見書（案）についてご意見等を承ります。ご意見等はありませんか。二見委員。

委員（二見裕子君）この意見書に反対というわけではないんですが、平成21年6月、平成22年6月にも、核兵器廃絶の国際条約締結へ、政府のイニシアチブ発揮を求める意見書と、22年には非核三原則の法制化を求める意見書というのが2回出ております。何か今回のと違うようなことがありましたら、教えてください。

委員長（江川慶子君）鱧谷委員。

委員（鱧谷陽子君）国連のほうで、ここにも書いておりますが、3月27日から3月31日、核兵器禁止条約の制定交渉を行うことが決議され、この15日から7月7日までニューヨークで国連会議を開いて、核兵器を禁止する法的な拘束力のある措置ができる交渉に入ることが決まっております。

この時期になりまして、やはり化学兵器などは使うことは国連で禁止されてちゃんと条約ができているんですけども、それよりも殺傷力の高い核兵器こそ禁止されるべきやということで、これから16日から交渉されるニューヨークでの国連交渉に日本の政府がリーダーシップをとってほしいということと、それからこれからは今後ともそういうことを日本国民全体で考えていってほしいという思いで、この意見書を新たに提出しております。どうかよろしくお願いします。

委員長（江川慶子君）よろしいですか。ほかにご意見ございませんか。

（「なし」の声あり）

それでは、本件意見書（案）について、意見等をまとめます。

全会一致ですので、追加議案として上程することにいたします。

次に、5件目の森友学園問題の徹底審議を求める意見書（案）についてご意見等を承ります。ご意見等はありませんか。二見委員。

委員（二見裕子君）この森友学園問題ということは、今、大阪府のほうから籠池前理事長への告訴、また補助金詐欺の容疑ということで大阪地検特捜部が捜査を開始しているということで、この意見書を今出さなくてもいいのではないかなというふうに思っております。

委員長（江川慶子君）今出さなくてもいいのではないかなというご意見だったんですが、ほかにご意見ございませんか。鱧谷委員。

委員（鱧谷陽子君）今出さなくてもいいというご意見ですが、それは司法でされるということで、この意見書につきましては、大阪府議会で徹底的な調査をしていただきたい。そのときに百条委員会の開催も検討していただきたい。松井知事と、それから籠池さんとの関係というの、ツイッターな

んかでは、松井さんの選挙のときに後ろで応援していらっしやる姿というのなども流れております。その辺の関係のこともきちっと大阪府のほうで審議をしていただきたいということで、この意見書を出しております。

司法は司法、この大阪府で論議されることはきちっと論議を尽くしてもらいたいという思いですので、よろしくをお願いします。

委員長（江川慶子君）という意見が出ております。浦川委員。

委員（浦川佳浩君）当初、この冒頭から最初の6行は、この表題と大きくかわりはないのではないかなと思いますので、全文削除というところで提案させていただきたいと思います。

委員長（江川慶子君）ただいま浦川委員から、上の1段落、6行を削除したならば賛成というご意見ですね。提案ですね。

今、意見が2つ出ていますが、ほかにご意見ございませんか。鱧谷委員。

委員（鱧谷陽子君）6行は前提として書いておりますけれども、これが入らなくても意味は通じると思っていますので、それでも結構ですので、よろしくをお願いします。

委員長（江川慶子君）それでは、二見委員はいかがでしょう。二見委員。

委員（二見裕子君）まずは大阪地検の捜査が入った段階で、百条委員会といっても真相を究明していく部分においてはやはり地検の捜査があつてのことかなというふうに思っておりますので、今この意見書は要らないかなというふうに思っております。

委員長（江川慶子君）ほかにご意見はございませんか。

（「なし」の声あり）

それでは、本件意見書（案）について、意見等をまとめます。

意見が一致しないので、上程しないことにいたします。

次に、議会運営委員会委員長の閉会中の継続調査の申し出について、次期議会（定例会までの間に開かれる臨時会を含む）の会期日程等の議会運営に関する事項及び議長の諮問に関する事項について、平成29年6月定例会閉会から平成29年9月定例会開会までの間、閉会中の継続審査とすることにご異議ありませんか。

（「異議なし」の声あり）

異議がないようですので、追加議案として、議会運営委員会の閉会中の継続調査の申し出をいたします。

次に、「2025日本万国博覧会」の大阪誘致に対する決議案提出の動議の件について、重光議員から説明をお願いいたします。重光議員。

議員（重光俊則君）「2025日本万国博覧会」の大阪誘致に対する件につきまして、各会派の皆さんで検討いただきました結果、決議の案文が調いましたので、資料をつけておりますが、こういう形で6月21日の本会議最終日に動議にて提出したいと思っております。

「2025日本万国博覧会」の大阪誘致に対する決議ということで、みだしの件について、議会会議規則第13条の規定により提出する。

提出者は、熊取町議会議員 重光俊則、賛成者 熊取町議会議員 阪口 均、渡辺豊子、矢野正憲、佐古員規。

提案理由は、決議文の要旨ですけれども、2025年の万国博覧会を大阪に誘致できれば、本町を含めた関西圏に大きな経済効果をもたらすとともに、全世界に向けて大阪の存在感を示す絶好の機会にもなり、住民の健康増進や地域の振興にも寄与するなど、住民生活の向上も期待できる。よって、熊取町議会は、大阪での国際博覧会開催の意義に賛同するものであり、国際博覧会の誘致・実現に向け、大阪府・大阪市や経済界とともに、前向きに取り組むため、本決議案を提出するものであるということで、裏面にその決議文を記載しております。

ということで、6月21日に動議として提出したいと思っております。よろしくをお願いします。

委員長（江川慶子君）ただいま説明がありましたが、質疑があれば承ります。質疑はありませんか。

(「なし」の声あり)

質疑なしと認めます。

以上で質疑を終わります。

それでは、「2025日本万国博覧会」の大阪誘致に対する決議(案)提出の動議の件を終了いたします。

以上で、平成29年6月熊取町議会定例会における追加議案の取扱いについての件を終了いたしますが、ほかに何かあれば承ります。何かございますか。

(「なし」の声あり)

ないようですので、これもちまして議会運営委員会を閉会いたします。

なお、追加議案書につきましては、6月16日に配付予定となっております。

ご協力ありがとうございました。

(「14時05分」閉会)

以上の委員会の次第は議会事務局長の記載したものであるが、その内容が正確であることを証するため、ここに署名する。

議会運営委員会委員長

江川慶子

総務文教常任委員会

総務文教常任委員会

月 日 平成29年6月16日（金曜）招集

場 所 熊取町役場北館3階大会議室

出席委員	委員 長	佐古 規	副委員 長	坂上 昌史
	委員	文野 慎治	委員	鱧谷 陽子
	委員	二見 裕子	委員	服部 脩二
	委員	坂上 巳生男		

欠席委員 なし

説明員	町 長	藤原 敏司	副町 長	中尾 清彦
	教育 長	勘六野 朗	企画 部長	貝口 良夫
	企画部 理事		企画部 理事	
	兼シティプロモーション	明松 大介	兼財政課 長	東野 秀毅
	推進課 長			
	総務部 長	南 和仁	総務部 理事	林 利秀
	総務部 理事	塩谷 義和	総務部 理事	阪上 章
			兼契約検査課 長	
	住民部 長	藤原 伸彦	住民部統括 理事	吉田 潔
	住民部 理事	田中 耕二	健康福祉部 長	小山 高宏
	健康福祉部 理事	山本 浩義	健康福祉部 理事	木村 直義
	都市整備部 長	泉谷 徹	都市整備部 理事	大西 宏
	会計管理者			
	兼会計課 長	中谷 ゆかり	上下水道部 長	山戸 寛
	教育次 長	阪上 清隆	教育委員会	
			事務局統括 理事	吉田 茂昭
	政策企画課 長	橘 和彦	総務課 長	原田 哲哉
	人事課 長	道端 秀明	契約検査課債権	
			整理対策室 長	井口 雅和
	みんなと協働			
	課 長	三原 順	環境課 長	島尾 学
	健康・いきいき			
	高齢課 長	石川 節子	子育て支援課 長	野津 恵
	道路課 長	山原 栄次	水とみどり課 長	庭瀬 義浩
	学校教育課 長	松浪 敬一		
事務局	議会事務局 長	北川 雄彦	書 記	藤原 孝二

付議審査事件

- 議案第48号 退職手当条例の一部を改正する条例
- 議案第49号 育児休業条例の一部を改正する条例
- 議案第54号 町立中学校普通教室等空調設備の購入について
- 議案第55号 平成29年度熊取町一般会計補正予算（第1号）

委員長（佐古員規君）皆さん、おはようございます。議案の審査に当たりましては、十分に意を尽くされ、ご審議いただき、あわせて議事が円滑に運びますようにご協力をお願いいたします。

本日の委員会には、議会委員会条例第19条の規定により、町長ほか関係職員の出席を求めています。

ただいまの出席委員は7名全員であります。定足数に達しておりますので、ただいまから総務文

教常任委員会を開会いたします。

(「10時00分」開会)

委員長(佐古員規君) なお、発言される方は、必ずマイクを使っていただきますようお願いいたします。

それでは、付託審査事件について議事に入ります。

去る6月9日の本会議において、本委員会に付託を受けました議案4件の審査を行います。

議案については、提案理由並びに内容の説明は既に本会議の中で行われておりますので、省略いたします。

なお、補足説明があれば承ります。補足説明はありませんか。藤原町長。

町長(藤原敏司君) 補足説明はございませんので、よろしくようお願いいたします。

委員長(佐古員規君) 補足説明なしと認めます。

以上で補足説明を終わります。

委員長(佐古員規君) 初めに、議案第48号 退職手当条例の一部を改正する条例の件を議題といたします。

それでは、質疑を行います。質疑はありませんか。坂上巳生男委員。

委員(坂上巳生男君) 本会議で既に提案理由について説明がございましたが、ちょっとわかりにくいので再度ご説明を願いたいと思うのですが、その説明の際に、そもそも退職手当条例と雇用保険、失業手当の制度との関連も含めてご説明願えたらと思います。よろしく願います。

委員長(佐古員規君) 道端人事課長。

人事課長(道端秀明君) 今回の改正の内容でございますけれども、職員が退職すれば退職手当が通常支給されます。その後、職員として退職した後に失業して求職活動をされるという公務員の方もいらっしゃる。ところが、雇用保険の適用が地方公務員にはございません。ただ、民間の企業の方の場合ですと退職した後、求職活動をすれば失業保険が支給されるケースが圧倒的に多数ということで、職員の退職手当につきまして、失業保険が出ませんので、失業保険分については民間と同じく保障しようというのが制度のまず一つでございます。ですので、例えば退職手当条例に基づいて計算をしたら退職手当が20万円だったと。ところが、熊取町役場が民間企業であったとした場合、普通、求職活動したら失業保険が30万円もらえたとしたら、民間企業で勤めていたときよりも役場のほうで勤めているほうが低いということになるので、30万円引く20万円の10万円を退職手当として追加で出そうというのが大きなところの制度になってございます。

それで、今回の改正につきましては、退職手当の額が雇用保険でもし失業保険がかかったとした場合計算をして、その結果退職手当のほうで低いというふうな状態になりましたら、その上でなおかつ職員が退職後、求職活動しているときにその差額を支給するという規定が今回の条例の改正の部分でございまして、今回雇用保険法の改正がございました。ですので、雇用保険法が改正されればその都度退職手当条例を改正しなくてはならないというふうな状況になってございます。その上で、雇用保険法の改正によりまして失業保険をこういうケースやったら追加で出しましょうというふうな雇用保険制度が改正されましたので、退職手当条例のほうについても同じように雇用保険であれば追加で出そうというのを記載すると、そういう改正の中身でございます。

以上でございます。

委員長(佐古員規君) 坂上巳生男委員。

委員(坂上巳生男君) 大体理解しましたが、改正される前と改正後の違いというのをもう一度お願いします。

委員長(佐古員規君) 道端人事課長。

人事課長(道端秀明君) 具体的な改正のところでございますが、議案書38ページをごらんください。

退職手当条例でございますけれども、上段のほうで第10条第10項（2）アとイというところがございまして、こちらにつきましては、例えば早期退職などの方の中で災害に遭って退職を余儀なくされた方というふうな方については雇用保険制度上も手厚くもっとうまいこと、そういう方がもし職員であれば追加で退職手当を出しましょうという制度になります。

それから続けて、第10条第11項の中ほどの段のところでございますけれども、こちらについては、職業安定法の改正によりまして、職業の紹介によりまして、例えばハローワークに職員が求職活動に行き、この企業がいいですよということで、ところがそれがめちゃめちゃ遠いところであったとなると、そこに受けに行ったり引っ越ししたりするときに当然実費が伴いますので、その実費分というのについて支給されるというのが雇用保険の制度でもありまして、ほとんど職員では例がないんですけれども、そういうふうな追加で交通費と移転費用を支給するという部分でございます。この部分で、ハローワークの紹介以外でも、ほかで特定地方公共団体もしくは職業紹介の事業者、そういったところのあっせんを受けて引っ越した、もしくは移転した場合でもそういう手当の分が追加で出ますという、主にその2点の内容になってございます。

以上です。

委員長（佐古員規君）坂上巳生男委員。

委員（坂上巳生男君）わかりました。

委員長（佐古員規君）ほかに質疑はありませんか。

（「なし」の声あり）

質疑なしと認めます。以上で質疑を終わります。

本件について、討論を省略し、採決を行いたいと思います。これにご異議ありませんか。

（「異議なし」の声あり）

異議なしと認めます。それでは、議案第48号 退職手当条例の一部を改正する条例の件を採決いたします。

本件は、原案のとおり決することにご異議ありませんか。

（「異議なし」の声あり）

異議なしと認めます。よって、議案第48号は原案のとおり可決すべきものと決定いたしました。

委員長（佐古員規君）次に、議案第49号 育児休業条例の一部を改正する条例の件を議題といたします。

それでは、質疑を行います。質疑はありませんか。坂上巳生男委員。

委員（坂上巳生男君）議案書41ページのところの「育児休業条例の一部を次のように改正する。第2条の2中『第6条の4』を」というその部分で、「里親であって養子縁組によって養親となることを希望している者」というこの表現を「『養子縁組里親』に改める」というふうにあります。このことについても本会議で説明がございましたが、もう一度この点を、言葉の表現を変えようということの意味についてご説明願います。

委員長（佐古員規君）道端人事課長。

人事課長（道端秀明君）こちらの「里親であって養子縁組によって養親となることを希望している者」を「養子縁組里親」に改める趣旨でございますけれども、児童福祉法の改正によりまして、養子縁組里親というものが29年4月1日から法定化されまして、そういったことから「里親であって」というくだりの希望している者というのを養子縁組里親ということで児童福祉法のほうで規定されましたので、育児休業条例においても同様に改正するものでございます。

以上です。

委員長（佐古員規君）坂上巳生男委員。

委員（坂上巳生男君）そうしますと、実質的な内容的なものには変化はないということなんですか。

委員長（佐古員規君）道端人事課長。

人事課長（道端秀明君）法定化されたということだけでございまして、職員のほうに何か影響があると

か、そういったものではございません。

以上です。

委員長（佐古員規君）坂上巳生男委員。

委員（坂上巳生男君）理解しました。ありがとうございます。

委員長（佐古員規君）ほかに質疑はありませんか。

（「なし」の声あり）

質疑なしと認めます。以上で質疑を終わります。

本件について、討論を省略し、採決を行いたいと思います。これにご異議ありませんか。

（「異議なし」の声あり）

異議なしと認めます。それでは、議案第49号 育児休業条例の一部を改正する条例の件を採決いたします。

本件は、原案のとおり決することにご異議ありませんか。

（「異議なし」の声あり）

異議なしと認めます。よって、議案第49号は原案のとおり可決すべきものと決定いたしました。

委員長（佐古員規君）次に、議案第54号 町立中学校普通教室等空調設備の購入についての件を議題といたします。

それでは、質疑を行います。質疑はありませんか。鱧谷委員。

委員（鱧谷陽子君）空調設備の購入金額なんですけれども、ほかの入札者と比べてすごく安く感じるのです。機種とかそういうものについて、どういう機種でどういうふうな設備というんですか、工事をされるというところ辺のことについて教えていただけますでしょうか。

委員長（佐古員規君）松浪学校教育課長。

学校教育課長（松浪敬一君）そしたら、お答えさせていただきます。

金額ですけれども、予定価格に比べてかなり低い金額で落札したんです。一定、予定価格に比べて下がった理由といたしましては、前回の中学校3年生の整備のときに比べまして、受電室から校舎までの配線工事が別途工事契約でやるということになって、その分が下がる原因となったこと、あと、台数が今回56台ということでふえていますので、それらが要因となってこういった金額になったというところでございます。

機種につきましては、基本的には平成28年度に中学校3年生の普通教室、それと支援教室に整備しているんですけれども、それと同様の機器ということで指定をしております。どこのメーカーのどこという指定は参考としては示しているんですけれども、それ以上の機器ということで示しております。普通教室、特別教室で大きさが違うんですけれども、それに応じた馬力数のエアコンを導入するという内容になっております。

整備につきましては、受電室から校舎までの電気配線工事は別途やりますので、工事の内容といたしましては室内機の設置、室外機の設置、それと校舎まで来ている電気の配電盤までの接続という内容になっております。

以上です。

委員長（佐古員規君）鱧谷委員。

委員（鱧谷陽子君）ということは、28年度に比べて遜色はないということで理解していいですか。

委員長（佐古員規君）松浪学校教育課長。

学校教育課長（松浪敬一君）エアコンの仕様については特に変えてございませんので、遜色はないということで理解いただければ結構かと思えます。

以上です。

委員長（佐古員規君）ほかに質疑はありませんか。坂上昌史委員。

委員（坂上昌史君）先ほどおっしゃられた別途受電室からの工事というところは当初の設計価格に入っ

ていなかったんかどうかということと、今回この価格の中に入っていないということで、その工事の予算はいつどこに入ってくるんかというのをご説明ください。

委員長（佐古員規君）松浪学校教育課長。

学校教育課長（松浪敬一君）先ほど申しあげました受電設備と幹線の工事なんですけれども、予算については平成29年度の当初で措置をしております。設計の費用と工事の費用を予算措置しております。現在、その分の設計業務の契約を締結して進めているところでございます。設計が完了後、それに基づいて工事契約を締結して、受電設備の改修及び校舎までの電気配線工事を実施するという予定になっております。

以上です。

委員長（佐古員規君）坂上昌史委員。

委員（坂上昌史君）じゃ、当初の設計価格の中には受電設備からの幹線の工事というのは入ってなかったという認識でいいんですね。

委員長（佐古員規君）阪上教育次長。

教育次長（阪上清隆君）当初予算では3つの予算があります。今聞かれて答弁しました受電設備、これは台数がふえますので今の設備ではちょっと耐えられないということで、それを増量する分です。それについては工事になりますので工事費として計上しております。そこから普通の、これは業務用になるんですけれど、エアコンを設置、購入すると、普通家庭用でも幾らかの工事がありますね。その分については附帯工事を含めての購入機器で今回議案に上げさせていただいている分なんです。設計を今もう契約しております。それが終わったら受電設備の工事、この購入と夏休みを中心に並行してやっていって11月までに完了させて、冬休みから、暖房からになります。そこから使っていただくような計画になっております。

委員長（佐古員規君）ほかに質疑はありませんか。

（「なし」の声あり）

ここで、議事の都合により、一時議事の進行を副委員長にお願いいたします。

副委員長（坂上昌史君）委員長からご指名がありましたので、一時、副委員長の私が議事を進行いたします。佐古委員。

委員（佐古員規君）これの納入期限が11月29日というふうになっておりますけれども、それまでは検収は上がらないということやと思います。それで、業者の方も納得されているのかなというふうにちょっと思うんですけれども、そもそも本当は受電設備を改修してから物品かなと思うんです。その辺のいきさつ等、もしお答えできればお願いいたします。

副委員長（坂上昌史君）松浪学校教育課長。

学校教育課長（松浪敬一君）今回の中学校1年生、2年生及び特別教室の整備につきましては、この冬から稼働して使っていきたいというのがまずございました。そのスケジュールを組むに際して、先ほども次長のほうから申しあげましたけれども、電気容量の関係で受電設備を増量しなくてはいけないということと、あと当然ながらエアコンの室外機と室内機を整備しなければいけない。最後にそれを接続して運用ということになるんですけれども、エアコンの室内機、室外機の設置につきましては、できるだけ夏休みを活用して整備したいところの中でスケジュールを検討したんです。その中で、受電設備の改修工事と備品の設置につきましては同時並行で進めていきまして、最後、11月末ぐらいのタイミングで接続して運用するというところでのスケジュールを設定したところでございます。そういう中で、同時並行でということとさせていただきます。

以上です。

副委員長（坂上昌史君）佐古委員。

委員（佐古員規君）わかりましたけれども、11月29日に納品期限ということで、それでないと検収は上がらなくて、多分そこからの支払いということになるんだろうと思うんです。それで本当に業者は納得されているのかなとちょっと思います。その辺についていかがでしょうか。

副委員長（坂上昌史君） 阪上教育次長。

教育次長（阪上清隆君） すみません、質問されている検収が上がらないとはどういう意味か、ちょっと。

副委員長（坂上昌史君） 佐古委員。

委員（佐古員規君） 検収が上がらないというか、11月29日に納品となっていますけれども、夏休みに工事するわけでしょう。そしたらクーラーを購入するのに業者はもう部品とかを購入されるんですけども、それが、これ例えば受電設備が入ってこないとテスト運転はできないんじゃないかなと考えています。それがもし1台1台今の受電の分でできまして、これでどこどこ中学校の分は全部19台チェック完了です、その時点で検収が上がるのであればそこからの支払いかなと思ったんですけど、要は夏休みに工事して、お金が入ってくるのが業者は大分遅くなるのかなという、その辺の心配をさせてもらっています。

副委員長（坂上昌史君） 松浪学校教育課長。

学校教育課長（松浪敬一君） 11月29日ということで受変電設備の完了がありますので、それが終わった時点で接続試験をするという内容、仕様書の中にはそれをきちっと明記して含めております。あと、エアコンの設置工事につきましても、夏休み中心で進めるんですけども、夏休みで終わらない可能性も十分ありますので、その分も考慮して11月末と。それと、先ほど言いました受電設備の工事の完了の時期ということで11月末という設定をしております。

購入金額、支払いですけれども、これにつきましても契約の手続の中で11月29日の納品完了後に契約代金のお支払いをするということで確認はしております。

以上です。

副委員長（坂上昌史君） 阪上教育次長。

教育次長（阪上清隆君） 期限というのが11月ですので、夏休みに集中的にやりますので、それはもう済み次第ということで、購入の業者にも仕様書なり、最初、指名願、指名通知したときには並行してやるということも当然お知らせしております。業者がエアコンを販売業者等から購入して期間があくということですが、その辺については一部業者も中間払いというか、そういうのはできないかという質問もありましたけれど、それはちょっとできないということ。できないからというて、この中で指名を辞退された業者はなかったです、その件について。それ以外の分で辞退された方はおりますけれど、中間払いがないから辞退したという業者はおりませんでした。

副委員長（坂上昌史君） 佐古委員。

委員（佐古員規君） 辞退された業者はいないということですので、金額は、やはり地元の業者ということそんなに規模の大きな業者は少ないと思います。ですから、そういったところがとろうとした場合には、やはり3,000万円以上というとかかなり負担が大きいんじゃないかなと私個人的には考えております。これは業者には失礼かもしれませんがね。

ですけども、そういった意味で早期支払いができればなという観点と、それともう1点お聞きしたかったのが、入札に10者ということで指名させていただいたそうですけれども、そこから応札されたのが何者だったのでしょうか。

副委員長（坂上昌史君） 松浪学校教育課長。

学校教育課長（松浪敬一君） 10者指名させていただきまして、最終的に応札されたのが4者でございました。その過程で5者が指名辞退ということになりまして、1者が仕様書を送付した後の辞退ということで、残り4者が応札ということになっております。

以上です。

副委員長（坂上昌史君） 阪上教育次長。

教育次長（阪上清隆君） 物品契約調書につきましては、議員の連絡箱に終わった後入れさせていただいております。

私、さっき指名辞退がなかったというのは、あくまでも中間というか前払いがないからということで質問を受けて、それはできませんということで、その理由によって辞退された業者はないとい

うことをご理解いただきたいと思います。その以前に、先ほど課長が言いましたように、5者の業者はそれにかかわらず、もう指名は辞退されたということです。

副委員長（坂上昌史君）佐古委員。

委員長（佐古員規君）これからは要望になるかもしれませんが、ちょっとお聞きいただきたいですけども、今言われたように5者が辞退した理由というの、どういった理由かというのまたそれは調査しておいていただけたらなあ。できる限りやっぱり多くの方が応札できてというのが、競争原理が働くのではないかなと考えます。

それと、これは要望ですけども、町内業者の育成という観点から学校単位で分けて発注ということはできなかったのか、今後どうお考えなのか、その辺について今の見解をお聞かせください。

副委員長（坂上昌史君）阪上教育次長。

教育次長（阪上清隆君）28年度については、期間も短かったということもありまして学校別ということで、この分につきましては交付金がとれなかったということもありまして、なるべく安くしてもらうためにはどういう方法がいいかということで、一括ということの分になりました。一応30年度に予定しております残りの小学校につきましては、台数が100台以上になりますので、その辺については台数の関係がありますので、学校別になるか一括にするかというのは今後検討したいと考えております。

副委員長（坂上昌史君）佐古委員。

委員（佐古員規君）ありがとうございます。大企業であれば台数がばあんと来ても人数が多いんで社内、自社で工事から全てできると思うんですけども、台数がふえてくると町内業者の自社でできない分を応援に頼んだりするわけです。そうすると、やはり外への支払い、外注費用のほうもふえてきて、自分とこの取り分がなかなかとれなくなってくるという関係もあって、できたらそういった学校単位での発注というのが望ましいのではないかなと。1者で5校分とるのではなくて、5者がそれぞれ1校ずつとるとするような感じでいかれるのが町内業者育成という観点からもいいのではないかなというふうに考えております。その辺、ぜひ検討をお願いしたいと思います。これは要望で結構です。

副委員長（坂上昌史君）それでは、以後の議事の進行は委員長にお願いします。

委員長（佐古員規君）ほかに質疑はありませんか。

（「なし」の声あり）

質疑なしと認めます。以上で質疑を終わります。

本件について、討論を省略し、採決を行いたいと思います。これにご異議ありませんか。

（「異議なし」の声あり）

異議なしと認めます。それでは、議案第54号 町立中学校普通教室等空調設備の購入についての件を採決いたします。

本件は、原案のとおり決することにご異議ありませんか。

（「異議なし」の声あり）

異議なしと認めます。よって、議案第54号は原案のとおり可決すべきものと決定いたしました。

委員長（佐古員規君）次に、議案第55号 平成29年度熊取町一般会計補正予算（第1号）の件を議題といたします。

それでは、質疑を行います。質疑はありませんか。坂上巳生男委員。

委員（坂上巳生男君）議案書11ページの衛生費のところ、保健衛生一般事務経費、報酬、非常勤職員報酬、そして母子保健一般事務経費、臨時雇賃金等出ておりますが、ここで正職保健師の欠員によるというふうな説明があったかと思うんです。正職保健師の欠員の事情についてご説明願いたいと思います。

委員長（佐古員規君）道端人事課長。

人事課長（道端秀明君）こちらの保健師については退職が2名でございます。この2名につきましては、退職理由については自己都合でございまして、当初予算の編成後に退職の意向が示されましたので、採用試験はもともと実施してございません職種でございますので補欠採用もできずにそのまま欠員になっているというところで、今回その対応として非常勤職員報酬等が上がっているというところでございます。

以上でございます。

委員長（佐古員規君）坂上巳生男委員。

委員（坂上巳生男君）2名が欠員というご説明でしたが、正職の保健師が2名同時に自己都合で退職したということなんでしょうか。

委員長（佐古員規君）道端人事課長。

人事課長（道端秀明君）保健師2名が3月31日付で、2人とも自己都合退職でございます。

以上です。

委員長（佐古員規君）坂上巳生男委員。

委員（坂上巳生男君）自己都合による退職というのは、それはさまざまな事情があろうかと思いますが、2名、自己都合退職者が同時に、しかも同じ職種でというのは何か特別な感じを受けるんです。その辺の事情というのは何か把握されておるんですか。

委員長（佐古員規君）道端人事課長。

人事課長（道端秀明君）この保健師2名につきましては、人事課でも最終お話もさせていただいている中で、まだ若い職員でございます。自己都合の退職ということで、今、委員おっしゃったように自己都合ですので、はっきりとした理由というのはなかなか個人のご事情もありますのでちょっとあれなんですけれども、直接話をする中では、将来、役場ではなくいろんな道がある中で、そういったことを視野に入れての退職というふうな形でございまして、若手の職員がいろんな選択肢の中で結論を出して自己都合に至ったというふうな感じで受け取ってございます。

以上でございます。

委員長（佐古員規君）ほかに質疑はありませんか。二見委員。

委員（二見裕子君）道路維持事業の中で路面下空洞化点検業務というのがあるんですけれども、この内容をちょっとご説明お願いいたします。

委員長（佐古員規君）山原道路課長。

道路課長（山原栄次君）道路維持事業の委託料、測量・設計・監理等委託料464万4,000円を増額させていただいたものでございます。

ご質問の路面下空洞化点検業務につきましては345万6,000円を充当させていただく予定となっておりまして、延長でいきますと約10キロ分を計上させていただいたものでございます。なお、当初予算で既に345万6,000円を計上させていただいておりますので、当初予算と合わせまして約20キロの調査を実施したいというふうに考えてございます。

以上でございます。

委員長（佐古員規君）二見委員。

委員（二見裕子君）この20キロメートルというのは、もう場所は決まっているんでしょうか。

委員長（佐古員規君）山原道路課長。

道路課長（山原栄次君）今対象としていますのが、町道のうち1、2級町道ということで、いわゆる幹線というふうに我々が考えている道路でございまして、それが延長としまして延べで60キロということになってございます。その20キロ分ですから約3分の1を今年度実施したいということで考えてございますが、まだ場所等についてはもうちょっと選定をしたいというふうに考えてございまして、場所のほうの特定はまだ現在検討中ということになってございます。

以上です。

委員長（佐古員規君）ほかに質疑はありませんか。服部委員。

委員（服部脩二君） それでは、13ページの真ん中のところ、公園整備事業委託料301万円、これ奥山の測量・設計・監理だと思われるんですが、現時点で奥山をどのように設計してどのように使うというふうに考えておられるのか、その辺を説明してください。

委員長（佐古員規君） 庭瀬水とみどり課長。

水とみどり課長（庭瀬義浩君） 今、服部委員ご質問の内容ですが、一応、公園整備事業の委託料301万円、これにつきましては測量・設計・監理等委託料となっております。この業務の内容につきましては、奥山雨山自然公園、今いろんなハイキングコースがございます。そこに階段、手すり等いろいろな施設がついております。その施設を改修するに当たり、長寿命化計画を立てる委託になっております。長寿命化計画を立てることによって、施設の整備が交付金対象事業として実施していきけるというものでございます。

以上です。

委員長（佐古員規君） 大西都市整備部理事。

都市整備部理事（大西 宏君） 少し補足をさせていただきます。

奥山雨山自然公園長寿命化計画の対象となりますのが、具体的に申し上げますと、いわゆるハイキングコースの例えば階段をつくっている構造物、それと展望台が2基ございます。それと芝生広場のほうにもあずまや、トイレ等がございます。このあずまやとトイレというのは既に平成25年度に改修工事を実施しているところでございますけれども、そのほかのハイキングコースの部分の構造物で劣化している部分とか、それと建物についてもいつかはまた補修の時期が来るだろうということもございまして、建物とハイキングコースを含めた中で長寿命化計画を立てていって、今後補助金事業をもって実施していきたいという考えでございます。

委員長（佐古員規君） 服部委員。

委員（服部脩二君） わかりました。

奥山のほうでアスレチックをつくるとか、そういったことがちらちらと聞こえてくるんですが、その辺、今後どのような計画を進めていくんか、今わかる時点での具体的な説明があればよろしく願いいたします。

委員長（佐古員規君） 大西都市整備部理事。

都市整備部理事（大西 宏君） 委員おっしゃるアスレチック云々なんですけれども、確かに以前はハイキングコース、一部展望台に登っていく、広場まで登っていく左手にアスレチックという構造物がございました。ただ、老朽化等もございまして現在はございません。それと、先日来から町長主催でタウンミーティングという地元を回った中での奥山雨山自然公園の活用といった中で、一部の自治会のほうからそういった展望台からダムの方のほうに向かってのアスレチックとか検討されたらどうですかという貴重なご意見もいただいたところでございます。今後、それらの活用についてはご意見の一つと捉まえまして検討していきたいと思っております。

ただ、ご指摘いただいた部分につきましては、現状かなり急勾配でもございまして、少し厳しい面はあるかと思うんですけれども、一応検討材料の一つというふうに認識してございます。

以上です。

委員長（佐古員規君） 服部委員。

委員（服部脩二君） ありがとうございます。

それからもう1点、現在の永楽ゆめの森公園、指定管理にすることなんですけど、これと奥山、それから雨山城、あっちのほう、この関係、奥山に設計して、管理するのは町のほうでやる。あとゆめの森公園だけが指定管理になるのか、その辺、将来的に指定管理の方向性はあるのかどうか、聞かせてください。

委員長（佐古員規君） 庭瀬水とみどり課長。

水とみどり課長（庭瀬義浩君） 今、服部委員がおっしゃられているように、今回の議会でも提案させていただいております指定管理者につきましては、あくまでゆめの森公園と熊取永楽墓苑の指定管理

者の導入に伴います条例改正でございまして、今おっしゃられている奥山雨山自然公園の指定管理者制度につきましては、今のところまだそこまで考えてはございません。

以上です。

委員長（佐古員規君）服部委員。

委員（服部脩二君）わかりました。ありがとうございます。

委員長（佐古員規君）ほかに質疑はありませんか。文野委員。

委員（文野慎治君）同じ13ページ、教育費で小学校維持管理事業、本会議の説明で中央小学校のトイレの修繕ということをお聞きしているんですが、中身について詳しく教えてください。

委員長（佐古員規君）松浪学校教育課長。

学校教育課長（松浪敬一君）この修繕料につきましては、中央小学校の西校舎の3階の女子トイレの水漏れの発生に伴う修繕でございます。

その内容なんですけれども、3階の女子トイレ、全部で9ブースございます。そのうち2ブースの便器が老朽化に伴ってちょっと割れているという状況で、そこから水漏れが発生しているという状況です。それとあと、2階のこれも女子トイレなんですけれども、排水口、その接続部からも水漏れが発生しておりまして、これを改修するという修繕料になります。

3階の女子トイレ2ブース分につきましては、今9ブースのうち一番奥が洋式トイレ1カ所、障がい者用のトイレということであるんですけれども、それ以外8つは和式トイレになっております。今回2つを直すに当たりまして洋式化にその2ブースについては変えるということの中で、124万7,000円という金額を計上させていただいております。

以上です。

委員長（佐古員規君）文野委員。

委員（文野慎治君）内容はわかりました。本会議を3日間やった中で議員の一般質問で洋式化率という話が出たら、そのときにはまだあれやったんですが、ちょうど本会議が終わった翌日に新聞とかミニコミ紙というか、出ましたね。断トツで最下位、18%という数字が出たんですよ。やはり現実、そういう観点から何%やねんとか、あるいはよそがどれだけの水準なのかということをお我々も調べていなかったのもミスなんですけれども、非常にショッキングな見出しが出ましたね。今回の予算では2つふえるんですか。20%にはいきませんよね。

熊取町の今までの姿勢とすれば、教育に関しては、きょうの前段の話であったエアコン設置、教育環境をやっていくんやと。しかしそこにトイレというような話が入ってくると、熊取町がよそとは競争でけん数字やということはおもうこれ現実として本当に受けとめなあかん話ですよ。ですからいろんな形で、今まで熊取町は、教育に関して耐震化率では府下飛び抜けていますということがありました。しかし、そういう予算を一生懸命使って耐震化率をよそに比べたら泉州区域ではもう断トツに上やと、府下でも上位やということが売りやったんですが、ちょっと細かい部分に今度は狭めてくると、今言ったようなトイレというのは、これも現実的な話として大変厳しいところをほってきた。

エアコン設置についても、耐震化とエアコンを一緒に国に要望していくというような形で、当初は耐震化率では本当におくれをとっておった自治体が、そういう予算のとり方をすればエアコン設置率というのではまた熊取町が追いつけなあかんようなことになっている。そこにプラスこういう洋式化も他の自治体ではやっぱり進めてきていたのではないかな、耐震化ということにお金がつく時代にエアコンもトイレもというような形で、やはりそういう知恵を絞ってやってきたんではないかなと。これは議会の我々の勉強不足も反省しなければいけませんけれども、そういった形の現実を受けとめなければいけないんじゃないかなというふうに思います。

これは前町政時代のことの今の結果として真摯に受けとめるわけなんですけれども、ですから、あらゆる知恵を絞って、子どもは小学校、中学校というのは、我々の役所の時間軸で何年先には実現しますよといっても、やはりそのときそのときに小学校、中学校で勉強に励む子どもたちがいる

わけですから、ちょっとこの18%という意味合いの中では、町全体を挙げて熊取町は教育に力を入れている、転入促進には教育なんだということをやっているということからすれば、抜本的に考え方を改めて、これは早急に解決しなければいけない事案ではないかなというふうに思っています。

きょうの本来の今回の補正予算については当然賛成いたしますけれども、抜本的に洋式化について全力で数字を上げていく方策、知恵、予算の獲得、そういったことを全庁を挙げてやっていくということを提言を含めてお願いしたいというふうに思います。

以上です。

委員長（佐古員規君）要望でいいですか。何か答弁を求めますか。文野委員。

委員（文野慎治君）もし町長、教育委員会も含めて何かコメントがあれば、お願いいたします。

委員長（佐古員規君）答弁を求めます。阪上教育次長。

教育次長（阪上清隆君）本会議の中の一般質問の答弁でも申し上げましたように、議員からもこれ、前からずっと要望を受けている案件ですので、どういう趣旨で載せたのか、ちょっと新聞のところはわからないですけど、もう事実は事実としてワースト1ですので。高石以南での率では高石市が次に悪いということで、府内で見ると20を超えているところがワースト2なんで、そういう認識はずっと前から持っているというのは本会議の分でも答弁させていただきました。

ただ、交付金とかそういう部分につきましてはエアコンと同じような形の交付金なんです。だから、全て上げてつくというものではないんで、エアコンをまず進めていっております。その中で一部、一番古い中央小の部分についても、今回交付金の申請の一部はトイレの分も入れておりますが、まずはエアコンの整備の分について、本会議でも言いましたように30年度あるいは31年度までに目指して、その次にこういう形の分。同時にしたいというのはやまやまなんですけれど、それはちょっと財政的な面もありますんで、いずれにしましてもこの率、一番洋式化率がおくれているというのは十分認識しております。

委員長（佐古員規君）文野委員。

委員（文野慎治君）お考えがあればということで、ちょっと反論するのも恐縮なんですけれど、どういう意図でこんなものを載せたんかと言うような感覚が僕はだめやと思うんですよ。現実の数字として、それを取り上げてやったら断トツやっとな。泉州南で高石市の断トツ2位が20%ぐらいやから、まだちょっと上にケツ2がおりますよというような形では、それは現実はそうですよ。

私がきょうのこういう場を通じて言わせていただいているのは、ありがたいことに本会議でそこまで意見、議員の一般質問に対して今、教育次長が言われたような答弁をされましたのはわかっています。予算の組み立てもそうやとわかっていますよ。しかし、今までも18%よりもっと上位のやっていると、同じ法律の制度のもとで政策の優先順位として学校という問題を捉えたときに、エアコンもやトイレの洋式化もそうやし、そういうことを地道に予算を計上してきたところがそういう数字になっているということなんです。予算の大小で言えば、熊取町の小学校の数と泉佐野市の小学校、中学校の数は全然違いますよ。そういった意味で大きな仕掛けをしてこなかったということを反省しなければいけないんですよ。

だから、エアコンの次に洋式化を思っていますというような答弁であれば、断トツの18%がどんどんよそは知恵を絞ってやっていきます。だから、きょうここで皆さん方が私の要望に対してお答えになる部分とすれば、厳粛にそれを受けとめて、庁内挙げてそういう姿勢で頑張っていきますということと言わなければいけない。エアコンが終わったら手をつけますという答弁では答弁になっていないし、気持ちとして問題意識になっていないんです。教育次長が今の立場でおる間、それやったら何も洋式化は進まないじゃないですか。ちょっと町長、まとめてください。町の意味としてそれをやはり言わなあきません。

委員長（佐古員規君）藤原町長。

町長（藤原敏司君）本当にあのニュースはショッキングなニュースだったというふうに思っております。

その中で、今の熊取町のそういう洋式化について、この状況がどんな背景があったのかなという

ふうなことを考えてみました。そこには、やはり長期的な戦略があったのかなかったのか、結果を見ればこれはもう皆さん方、判断していただけたと思います。隣の町では10年計画でやってきたというふうな、今の設置、洋式化率ということを知っています。そういう意味においては、熊取町の教育環境を改善するという長期戦略が欠けていたかなというふうなことは率直に思っております。それを自覚しながら、皆さん方のお知恵をかりながら、また執行部、理事者サイドも知恵を出しながら、いかに迅速にスピーディーに設置できるかどうか、洋式化率を上げていけるかどうかというのを考えていきたいと思っております。

議員おっしゃるとおりです。戦略がなかったというのが事実だと思います。

以上です。

委員長（佐古員規君） 文野委員。

委員（文野慎治君） 町長のご答弁、もう全く同感です。的を射ていると思います。ですから、やはり10年計画でやっているところに追いつく数字というのは今から計画を立ててやっていかざるを得ません。それをスピーディーに、教育環境というのはエアコンの予算のときも町長を先頭に、各部局に熊取町の一番のトップ戦略だという位置づけで、短期間の中で全教室につくという決断をされたというふうに思います。トイレのことについても、今までそういうことをやるのがなかった、戦略が足らなかった、なかった、このことを率直にお互い認めただ上で、担当部局、また全庁的に町長は旗振り役で、一つのたまたまトイレが18%で断トツ最下位やという、これはそういう項目です。そういうことが本当に町政の中でいろんな好き嫌いとか、わしはこれしかせえへんとか、そういうようなことがよく聞こえてきたんですけれども、そういうことのやはり時間と予算の張りつけが間違っていた部分は、率直に現在町政を担当されている皆さん方が、また今同時におる二元制の我々議会も含めて、そういうことの反省の上に立って長期的な戦略、短期・長期にわたってのいろんな分野でこれはこれからもあると思うんですよ。

今、町長が言っていたような形を基本として今後気合いを入れて進めていく、これは我々も私もそう思っていますし、皆さん方もそういう認識のもとで町政運営に当たっていただきたい、このように思っております。ありがとうございました。

委員長（佐古員規君） ほかに質疑はありませんか。鱧谷委員。

委員（鱧谷陽子君） トイレに関してなんですけれども、私、4日に運動会へ行ってきました、中央小学校のトイレについて、ちょっとひどかったものですから教育委員会にお電話しました。調べてすぐお返事しますというお返事やったんですけれども、まだいまだにいただいております。

そのときの状況というのは、下の1階の、運動会のときですから外から入るトイレで、女子トイレで水が詰まっていますので使えませんというのが2カ所ありました。8カ所ほどあったんですけれども、そのうちの2カ所が水詰まりで使えませんという張り紙をしてありました。あと2カ所は扉が落ちているんですね。鍵がかかりません。幾ら足で扉を上げても鍵のところに穴が入りません。車椅子で入れるトイレ、あれは何か力強く閉めてしまうと閉まらなくなってしまう、ゆっくり閉めてくださいとは書いてあるんですけれども、それが閉まらない状況のままだったんで、それも入っている人が何回も何回もやっては出てきて、仕方がないからこちらの和式のほうに行かれるという状況が見られました。

そういうふうな状況がほかのところでもあったら大変やと思いますので、ぜひトイレの状況がどのようになっているかきちっと教育委員会で調べてもらって、またお返事いただけたらいいと思います。あの状況はちょっと、私は運動会のときにこれはえらいことだなというふうに感じたものですから、一応ご報告させていただきます。

先ほど坂上委員から質問がありました正職の2名退職されたという件なんですけれども、今の状況はその2名の方をどういうふうに補っているのか、またいつごろ採用される予定になっているのか、教えていただけますでしょうか。

委員長（佐古員規君） トイレはいいですか。トイレの答弁は求めますか。鱧谷委員。

委員（鱧谷陽子君）もしわかっていらっしゃったら答弁をお願いします。

委員長（佐古員規君）松浪学校教育課長。

学校教育課長（松浪敬一君）中央小のトイレの件につきましては、委員から連絡いただいたということで、その対応は今進めているところでございます。ただ、私も報告を受けたんですけども、委員へ報告を返すということまではちょっと認識がなかったので、そこはおわび申し上げます。対応次第連絡させていただきますので、よろしく願いいたします。

以上です。

委員長（佐古員規君）石川健康・いきいき高齢課長。

健康・いきいき高齢課長（石川節子君）保健衛生費、一般事務経費の保健師の欠員に対する補充状況でございますけれども、現在、月曜日と金曜日の半分だけお休みという形で、4月から1名保健師を補充で嘱託保健師に来ていただいている状況でございます。残りの1.5人の分につきましては、引き続き募集をかけている状況です。

委員長（佐古員規君）鱧谷委員。

委員（鱧谷陽子君）広報に載せたりとかそういうふうなことで、大体何月ぐらいまでには決まるというふうなことはわかっていらっしゃるでしょうか。

委員長（佐古員規君）石川健康・いきいき高齢課長。

健康・いきいき高齢課長（石川節子君）なかなか週に1.5日保健師に来ていただくというのが難しく、引き続きという方と、今まで町とかのほうで従事していただいた方等も含めましてお声かけというのも引き続きさせていただいているところです。

委員長（佐古員規君）野津子育て支援課長。

子育て支援課長（野津 恵君）今、石川課長のほうからは健康・いきいき高齢課の部分のご答弁を申し上げます。我々子育て支援課のほうでも1人欠員が出ておりますので、それに対する対応状況でございますけれども、基本的にはもともと当初予算で事務補助ということで臨時職員に月5日来ていただくような想定で予算措置いただいておりますところ、こういった欠員が出ましたということで、その予算を先食いするような形になりますが、月5日のところを週5日、毎日来ていただくような形で事務の部分での補助はいただいております。

ただ、保健師の欠員という部分での要するに専門的な部分のカバーについては、現状では現有人員でもって一定カバーしてやっている中で、今回の補正予算をいただいて各健診時等のスポット的な保健師を従来より雇って健診等のときに従事していただいているんですけども、こういったところを月7回分増加して対応しようということでございまして、臨時職員については既に採用している職員が日数をふやすということで、新たな採用ということはございませんし、スポットについてはもともとお願いしている方について、来ていただく日数をふやして、今カバーし合うことでちょっと負担がかかっている分についての正職のところの執行を適正にするということで、予定しているところでございます。よろしく願いいたします。

委員長（佐古員規君）道端人事課長。

人事課長（道端秀明君）最後のご質問でございました正職の保健師の補充の関係でございますけれども、今年度中はなかなか難しいかなということで、来年度の採用に向けて今年度中に保健師の採用試験を実施する予定でございます。

以上です。

委員長（佐古員規君）ほかに質疑はありませんか。

（「なし」の声あり）

質疑なしと認めます。以上で質疑を終わります。

本件について、討論を省略し、採決を行いたいと思います。これにご異議ありませんか。

（「異議なし」の声あり）

異議なしと認めます。それでは、議案第55号 平成29年度熊取町一般会計補正予算（第1号）の

件を採決いたします。

本件は、原案のとおり決することにご異議ありませんか。

(「異議なし」の声あり)

異議なしと認めます。よって、議案第55号は原案のとおり可決すべきものと決定いたしました。

委員長（佐古員規君）以上で、本委員会に付託されました案件の審査は全て終了いたしました。

これで総務文教常任委員会を閉会いたします。ご協力ありがとうございました。

(「11時04分」閉会)

以上の委員会の次第は議会事務局長の記載したものであるが、その内容が正確であることを証するため、ここに署名する。

総務文教常任委員会委員長

佐古員規

事業厚生常任委員会

事業厚生常任委員会

月 日 平成29年6月14日（水曜）招集

場 所 熊取町役場北館3階大会議室

出席委員	委員 長	阪口 均	副委員 長	河合 弘樹
	委員	重光 俊則	委員	浦川 佳浩
	委員	渡辺 豊子	委員	矢野 正憲
	委員	江川 慶子	議長	坂上 巳生男

欠席委員 なし

説明員	町 長	藤原 敏司	副町 長	中尾 清彦
	教育 長	勘六野 朗	企画部長	貝口 良夫
	企画部理事 兼シティプロモーション 推進課長	明松 大介	企画部理事 兼財政課長	東野 秀毅
	総務部長	南 和仁	総務部理事	林 利秀
	総務部理事	塩谷 義和	住民部長	藤原 伸彦
	住民部統括理事	吉田 潔	健康福祉部長	小山 高宏
	健康福祉部理事	木村 直義	都市整備部長	泉谷 徹
	都市整備部理事	大西 宏	会計管理者 兼会計課長	中谷 ゆかり
	上下水道部長	山戸 寛	上下水道部理事	永橋 広幸
	教育次長	阪上 清隆	教育委員会 事務局統括理事	吉田 茂昭
	政策企画課長	橘 和彦	人事課長	道端 秀明
	環境課長	島尾 学	保育課長	阪上 正順
	水とみどり課長	庭瀬 義浩	下水道課長	山田 卓幸
	紹介議員	文野 慎治	鱧谷 陽子	
		服部 脩二	佐古 員規	
	請願者	森島 重雄		
事務局	局長	北川 雄彦	書記	藤原 孝二

付議審査事件

- 請願第1号 精神障がい理解啓発講座開催についての請願
- 議案第50号 墓苑条例の一部を改正する条例
- 議案第51号 特定教育・保育施設及び特定地域型保育事業の運営に関する基準を定める条例の一部を改正する条例
- 議案第52号 永楽ゆめの森公園条例の一部を改正する条例
- 議案第53号 附属機関条例の一部を改正する条例
- 議案第56号 平成29年度熊取町下水道事業特別会計補正予算（第1号）
- 議案第57号 平成29年度熊取町墓地事業特別会計補正予算（第1号）

委員長（阪口 均君）皆さん、おはようございます。議案の審査に当たりましては、十分に意を尽くされ、ご審議をいただき、あわせて議事が円滑に運びますようにご協力をお願いいたします。

ただいまの出席委員は7名全員であります。定足数に達しておりますので、ただいまから事業厚生常任委員会を開会いたします。

委員長（阪口 均君）なお、発言される方は、必ずマイクを使っていただきますようお願いいたします。

それでは、付託審査事件の請願第1号 精神障がい理解啓発講座開催についての請願の件を議題とし、審議を行います。

議会委員会における請願の趣旨説明に関する取扱要領の規定により、請願の趣旨説明等のため、請願代表者が出席及び紹介議員が同席されております。

まず、請願代表者に請願の趣旨説明を行っていただきます。

なお、趣旨説明の時間は10分となっておりますので、10分経過時点で中止していただきます。よろしくお願ひします。

請願代表者、よろしくお願ひします。

請願代表者（森島重雄君）おはようございます。森島と申します。請願を受け入れていただきありがとうございます。

請願項目でございますが、地域や職場での精神病、精神障がいに関する無理解や偏見、こういうものをなくせる住民啓発講座というものを今年度以降、毎年行政主導によってやっていただきたい。それができないときは民間団体による同趣旨の取り組みに積極的に行政から支援していただきたい、そういうことを請願したいということでございます。

理由としまして4項目掲げておりますが、一つは、やはり熊取町は偏見が根強い地域である。精神障がい者がもう何十年も前から、何百年も前から地元で見聞される、そういう土地柄ですので、大都市のようなそういうところじゃなくて、本当に忌避意識というのが根強く、そのために精神障がいの市民がいろんな悲しい目、悲しい思い、絶望の声を上げてはる、そういうのを我々は見聞きしてきたということです。

理由の2としまして、昨年4月に障害者差別解消法が施行されて、ことし3月に熊取町の第3次障がい者計画というのが策定されました。そこに、7年後の目指す姿として、障がいを理解し、支え合うまちを理想像として上げてはる。当然これは精神障がいを理解し精神障がいを支えるまち、そういうことを7年後には、そこそこ実現したいと。大変喜ばしいこと、ぜひ実現してほしいと思っております。

理由の3としまして、そのために、障がい者計画では施策として、障がい差別をなくす人権教育・福祉教育の充実を図ると、それから住民啓発講座を開催するとあります。2月の障害者施策推進委員会、私も傍聴しましたが、そこでは、精神障がいについては差別・偏見解消にはほど遠い現実があると委員長がおっしゃって、今後の行政の施策に組み込もうということをおっしゃっていました。手話とか点訳、視覚障がい、聴覚障がいについては、これまで地道な養成講座を行政、社協が続けてきました。精神障がいの差別解消についても、それと同じように重たい問題ですので、特段の啓発がないと目標達成はできない。身体障がい、知的障がいとは異なって、特別の計らいのある啓発講座開催を目指す必要があると考えておるわけです。

それから、理由の4としまして、国は平成30年度には精神障がい者の就労を拡大させようとしています。そのため、ごく最近、国は秋から企業内に精神障がい者仕事サポーター、これを2万人今年度養成するんだと、そういうことを発表しました。来年度以降も仕事サポーターを養成し続けるんだということを言っています。そうすると、基礎自治体でも住民啓発が進まない、国の目指すそういう精神障がい者の就労拡大は無理です。そういう時期でもありますので、第3次計画をぜひ実現されるために、真摯に施策の遂行に取り組んでいただきたいというぐあいに思っておるわけでございます。

啓発講座を行政が一体になってどうするのか、ちょっとそこらは我々わかりませんので、もし行政ができなければ、困難であるのであれば、放置せずに、やはり次善の策として民間団体等の行う啓発講座に手厚い支援を行ってほしいということでもあります。当町には精神科医療の社会資源がご

ざいます。そういうのをぜひ活用していただきたい。

あと、ここで資料としてお配りしたチラシをごらんいただきたいんですが、精神障がいについての問題の核心、これは精神障がいを知らないことで不安が膨らんでいるんです。精神障がいと接触したことがないから怖いんじゃないか、危ないんじゃないかと、そういう不安が膨らんでいるんです。それはどうしたら消えるかという、隣人とか友人としてつき合えば不安は消えていくんです。友人として精神障がいの市民とつき合えたら、病気の苦労や生活の悩みを抱えた普通の人たちやということがわかってくるんです。

ここで、精神障がいとは何かといいますと、無気力とか集中力や持続力が低下するとか、疲れる、ひきこもりがち、そういうことです。こういう生きづらさがあるんですが、それを社会の壁が障がいに仕立てる面があるんです。精神障がいの生きづらさを社会が受け入れられない、だから世間から阻害するんです。そうすると、世間と隔絶した居場所、これは医療のリハビリ施設とか障がい福祉の作業所とか支援センター、そういうところに長くひきこもり続けるしかない状態になるんです。そうすると生きづらさというのは固定化し、回復しないんです。軽快しないんです。悪化することもあるんです。それではだめなんです。地域にやっぱり引っ張り出して地域の市民と交流させなあかんわけです。

現に、精神障がいの方の声です。発病して20数年、病苦に耐え頑張っているが、精神病の苦しさに優しく寄り添う人は一人もいない。ひとり孤立してじっと我慢するだけやと。また別に、何もすることがなく、孤立して薬を飲んでいるだけで、対人恐怖や被害妄想が拡大するんです。増悪するんです。やっぱり世間から冷たい目で見られるので、そういう無理解の世間とはつき合いたくないというひきこもるんです。それではだめだということで、ここで精神障がいの市民と隣人、友人、同僚として安心できる人間関係をつくり出さなだめです。そしたら元気になるんです。そういう交流の場は南泉州、岸和田市、岬町では若干あるんです。熊取町でもパソコンサロン、カラオケ交流会、当事者研究会、これは私どもの会が月2回、第1・第3土曜日に公民館でやっています。そういうのに精神障がいの市民が数人参加してもろうて、我々は対等のおつき合いをしております。そういう場所を1カ所、2カ所、3カ所、4カ所とふやしていくことによってまちが変わっていくんです。そういう作業を第3次計画でやってほしいということです。

それは、何も我々のグループだけじゃなくて、精神科医療機関はやっています。それとか、そのほかのグループが多様な形で活発にやってほしいと思っているわけです。

ここで、チラシの表紙を裏返してもらって見ていただきたいんですが、精神障がいを差別するまちがいいですかと問いかけています。精神障がいを差別するまちが続くと、子や孫が差別されてしょんぼり暮らすんです。それでいいですかと問いかけております。

そういうことを申し上げて、私の請願とさせていただきますと思います。ありがとうございます。委員長（阪口 均君）以上で、請願代表者からの趣旨説明を終わります。

それでは、請願代表者及び紹介議員への質疑を行います。質疑はありませんか。重光委員。委員（重光俊則君）丁寧なご説明ありがとうございました。

ぜひこれの実現に向けて議員一同努力したいと思うんですが、啓発講座で今、森島さんが、こんなところに研修講座とかがあるよとか、民間でこんなものやっていると、そういうアイデアといいますか、考えは幾つかございますでしょうか。町のほうはもちろん主体でやるわけなんですけれども、そういう啓発講座として活動している、あるいは先生として来てもらったらいいいというようなものがあれば、ちょっとご紹介があれば教えていただければと思います。

委員長（阪口 均君）請願代表者さん。

請願代表者（森島重雄君）精神障がいも、やはり医療専門家の話だけ聞いておると、現在の日本の精神医療の枠におさまった話しか聞けない。精神医療利用者の方がどういう思いでそういう医療を受けているか、結果どういう人生を送っているか、そういう当事者の話を聞いていただきたい。

それから、ここにもありますように南泉州で交流している一般市民がいるわけです。そういう市

民が10数年、高石市から岬町までそういうグループを我々は知っていますが、そういう方たちがどういう思いでつき合ってきたか、そういうことをぜひ聞いてほしい。

それから、泉佐野市が昨年12月にエブノ泉の森ホールの小ホールで松本ハウス、漫才コンビですか、統合失調症になった芸人ですけれども、それを相方がかかわってそういう芸人として復帰して、今は講演のほうが多いですけれども、そういう統合失調症の講演もやっていました。それも結構皆さん関心はあるようです。そういうものも含めて多角的に知っていただく、それが必要だというぐあいに思っています。

委員長（阪口 均君）重光委員。

委員（重光俊則君）どうもご説明ありがとうございました。ぜひ、町部局とか議員、それと森島さん、皆さんと協議しながら啓発活動ができるように願っております。

どうも、きょうはありがとうございました。

委員長（阪口 均君）ほかに質疑はありませんか。

（「なし」の声あり）

以上で、請願代表者及び紹介議員への質疑を終わります。

それでは、本請願の取り扱いについて委員皆様のご意見並びにご質問を賜ります。

ご意見・ご質問はありませんか。

（「なし」の声あり）

意見・質問なしと認めます。

以上で意見・質問を終わります。

本件について、討論を省略し、採決を行いたいと思いますが、これに異議ありませんか。

（「異議なし」の声あり）

異議なしと認めます。よって、請願第1号 精神障がい理解啓発講座開催についての請願の件を採決いたします。

この採決は、起立により行います。

本請願を採択することに賛成の方は起立願います。

（起立 全員）

起立全員です。よって、請願第1号は採択すべきものとすることに決定しました。

以上で、請願第1号の審議を終了いたします。

ここで、請願代表者及び紹介議員には退席をお願いいたします。

なお、町職員の説明員が入室の間、しばらくの間休憩いたします。

（「10時17分」から「10時28分」まで休憩）

委員長（阪口 均君）休憩前に引き続き会議を開きます。

皆さん、おはようございます。

議案の審査に当たりましては、十分に意を尽くされ、ご審議をいただき、あわせて議事が円滑に運べますようにご協力をお願いいたします。

本日の委員会には、議会委員会条例第19条の規定により、町長ほか関係職員の出席を求めています。

なお、発言される方は、必ずマイクを使っていただきますようお願いいたします。

それでは、付託審査事件について議事に入ります。

去る6月9日の本会議において、本委員会に付託を受けました議案6件の審査を行います。

議案については、提案理由並びに内容の説明は既に本会議の中で行われておりますので、省略いたします。

なお、補足説明があれば承ります。補足説明はありませんか。藤原町長。

町長（藤原敏司君）補足説明ございません。よろしくお願ひいたします。

委員長（阪口 均君）補足説明なしと認めます。

以上で補足説明を終わります。

委員長（阪口 均君）初めに、議案第50号 墓苑条例の一部を改正する条例の件を議題といたします。

それでは、質疑を行います。質疑はありませんか。重光委員。

委員（重光俊則君）これは永楽ゆめの森公園条例の一部改正の件と同じことになるんですが、墓苑のほうで第7条「指定管理者が永楽墓苑の管理を行う期間は、指定の日から起算して5年以内とする。ただし、再指定を妨げない。」ですが、議員全員協議会で、初回契約は3年間とするという説明がありました。その3年間というのは、条例の中で担保する必要はないんでしょうか。条例に明記したほうが非常にわかりやすいと思うんですが、議会会議の中での口頭説明ということで担保されるということになる、その辺はどういう理解をしたらよろしいですか。

委員長（阪口 均君）島尾環境課長。

環境課長（島尾 学君）5年以内という形でここでは書かせていただいているんですけども、委員おっしゃったとおり3年ということでご説明を差し上げています。

これにつきましては、まず初めてやるというところでありますので、3年間でどういった形になるかということ、ちょっと実績を見てみたいというところがございます。まずこれでやらせていただいて、今後、できるようでしたら5年という形を今のところ考えておるというところがございます。

委員長（阪口 均君）吉田住民部統括理事。

住民部統括理事（吉田 潔君）委員ご質問のありました担保という意味でいきますと、これから仮にご可決いただきましたら選定に入っていくわけなんですけれども、決まりましたら、予定といたしましては12月にまた指定管理者の指定ということで提案をさせていただきます。そのときに期間というのでも提案させていただきますので、担保といたしましてはそこで明らかにさせていただくということになります。

委員長（阪口 均君）重光委員。

委員（重光俊則君）よくわかりました。

委員長（阪口 均君）江川委員。

委員（江川慶子君）5年という数字なんですけれども、学童保育もひまわりドームも、野外ふれあい広場ですか、どれも調べてみたら5年以内ということで記載されているんですが、その根拠というのを基本に立ち返って教えていただきたいんですが。

委員長（阪口 均君）吉田住民部統括理事。

住民部統括理事（吉田 潔君）根拠と言われますとなかなか説明が難しいんですけども、やはり受ける側といたしましては、指定を受けましたらある程度投資的な費用も当初かかってきます。そういう意味で、残り1年、2年というのは手を上げていただきにくい。また、残り7年とか10年とかになってきますと、また緊張感といいますか、そういうのも心配してくるところでございます。やはり5年というところが全国的な施設を見ましても設定されている期間でございますので、本件の場合につきましても5年にさせていただいたというところでございます。

委員長（阪口 均君）橘政策企画課長。

政策企画課長（橘 和彦君）指定管理を一定総括している政策企画課として一応ご説明させていただきます。

今、統括理事の説明があったとおり、基本的には同じ形かと思えます。短過ぎますと事業者にとって負担が大きい、一定の費用もかかるということでもあります。長ければ長い本町にとってもその金額が一定固定されてしまいますので、またより有利な事業者が今後出てくる可能性もあるということ踏まえまして、先ほどもありましたとおり、5年程度が大体の目安ではないかなという

ところで、多くの団体も当然採用しておりますというところで5年を一旦目安としております。

ただ、あと施設の条例を各つくる段階ではそれぞれの立場でお考えいただいていると思えますけれども、一定、総括としてそういう考えも持っております。

以上です。

委員長（阪口 均君）江川委員。

委員（江川慶子君）わかりました。ありがとうございます。

続けて質問させてもらいます。

駐車場の有料化で墓苑利用者から、この間、有料になってから、4月からですのでまだ二月ほどなんですけれども、困っていることとかちょっと問題があったとか、そういった利用者の方の声というのは上がっていますでしょうか。

委員長（阪口 均君）島尾環境課長。

環境課長（島尾 学君）現在のところ、有料化になって困ったということが全くないことはございません。やっぱりカードを入れなアカンようになったと。昔はカードがなくて、もう自由に行けたのにというお声はございますけれども、現実的に向かいの駐車場が有料化になっているわけですから、その辺は、墓苑の方の駐車場を守るという言い方は変ですけれども、墓苑の方に使っていただくためだということでご説明差し上げたら納得はいただいているというようなところでございます。

委員長（阪口 均君）江川委員。

委員（江川慶子君）一定納得していただいて利用されているということで、大きな問題はなかったということですね。わかりました。

条例のところで少し質問させていただきます。

第8条によりますと団体を公募するということなんですが、この公募、どういった業種の方でどのぐらい、何社ぐらいあるのかとか、そういった予想はしているのかどうか、お聞かせください。

委員長（阪口 均君）島尾環境課長。

環境課長（島尾 学君）予想していないかと言われれば予想はしておるんですがございますけれども、実際のところ、公募をかけてみないとわからないというところでございます。

公園とあわせて考えますと、やはり草刈りであるとか維持管理上のこと、共通するところが多々ございますので、その辺が得意な業者が応募いただけるのではないかなというようにことは考えておりますけれども、現実的には公募をかけてみないとというところでございます。

委員長（阪口 均君）江川委員。

委員（江川慶子君）公募しないとわからないんですが、ある一定、予想を立てているのかなということでも聞かせてもらおうかなと思ったんです。やはり難しいですね。わかりました。この時期ではちょっとわからないということですよ。

それと、第11条ですが、事業報告書を作成及び提出ということが条例で位置づけられているんです。この事業報告書というのは議員や住民の皆さんが気になったときに目に入るのでしょうか。どのような取り扱いになっているのか教えていただけますか。

委員長（阪口 均君）島尾環境課長。

環境課長（島尾 学君）情報公開条例がございますので、原則的には公開していくものだというふうに考えております。

委員長（阪口 均君）江川委員。

委員（江川慶子君）たしかひまわりドームの分も情報公開の場所にファイルを置いてありますので、同じような形で住民も目にとまることできるということですね。わかりました。ありがとうございます。

委員長（阪口 均君）ほかに質疑はありませんか。渡辺委員。

委員（渡辺豊子君）指定管理者の運営については意見はないんですが、その導入に向けて意見、要望という形で言わせていただいていたことがありまして、条例の中にも第9条の3のところに「利用者

の意思及び人権を尊重し、常にその立場に立ったサービスが提供できること。」というふうにあるんですが、墓苑を利用されている方、今、車でのお話もあつたんですけども、バスで墓苑に来園される高齢者の方や、また障がいを持たれた方、そういった方への対応、少しそういったものにつきましても指定管理者導入とあわせて検討していただきたいということを要望していたと思うんですが、その辺の検討等はどうなっていますでしょうか。

委員長（阪口 均君）島尾環境課長。

環境課長（島尾 学君）一定、関係部局、バスの運行のほうなんですけれども、と今ちょっと協議をさせていただいているというような状況でございます。

委員長（阪口 均君）渡辺委員。

委員（渡辺豊子君）協議をしてまだ結果は出ていないという形で、バス会社との協議というところで、どんなふうな検討をされているんでしょうか。

委員長（阪口 均君）泉谷都市整備部長。

都市整備部長（泉谷 徹君）今検討をしているのは、バスが上に上げれない理由と申しますが、駐車場で土日祝日の一番お客さんが集まるときにやはり渋滞が発生するというので、今のところ上に上がるのが難しいということで、下のほうで駐車場をやっております。渋滞につきましては、昨年度で17日間、今年度でも12日間発生してございます。それで、この日数は少ないのか多いのかといいますと、この日にちで全て渋滞に巻き込まれますとほかのバス路線にも影響が出てくるということで、なかなか渋滞が発生している期間は上に上がることは難しいというのがバス会社の意見でございます。

それならいつ行けるのかといいますと、土日祝日を省いた平日なら運行としては上へ上がれるというようなところまでは協議を進めているところで、あと、上まで上げるか上げへんかというのは費用もかかることもございますし、冬場の開園時期、墓苑と公園の開園時間帯とバスの時間帯とがかなり、最終では17時50何分に公園につくようなバスもございまして、冬場でしたら閉園が17時になっています。その時間の差とか、いろんなまだまだ問題がございまして、今それらを総合的に検討しているところでございます。

以上でございます。

委員長（阪口 均君）渡辺委員。

委員（渡辺豊子君）わかりました。住民のサービス向上、来園者が不便に感じないような対応のまたしつかりと今後も検討をよろしく願いしておきます。

委員長（阪口 均君）ほかに質疑はありませんか。

（「なし」の声あり）

以上で質疑を終わります。

本件について、討論を省略し、採決を行いたいと思います。これにご異議ありませんか。

（「異議なし」の声あり）

異議なしと認めます。それでは、議案第50号 墓苑条例の一部を改正する条例の件を採決いたします。

本件は、原案のとおり決することにご異議ありませんか。

（「異議なし」の声あり）

異議なしと認めます。よって、議案第50号は原案のとおり可決すべきものと決定いたしました。

委員長（阪口 均君）次に、議案第51号 特定教育・保育施設及び特定地域型保育事業の運営に関する基準を定める条例の一部を改正する条例の件を議題といたします。

それでは、質疑を行います。質疑はありませんか。江川委員。

委員（江川慶子君）本会議で一度説明を受けているんですが、第8条中の「必要に応じて」というところがちょっとわかりにくくて、どう解釈していいのか、必要じゃない場合もあるのかなとか思った

ので、もう一度、わかるように説明していただければありがたいです。

委員長（阪口 均君）阪上保育課長。

保育課長（阪上正順君）まず、平成27年4月に子ども・子育て支援新制度が開始されまして、保育所等の施設を利用する場合には、保育の必要性等について市町村の認定を受け、その市町村で認定を行った場合は認定区分、保育の必要量等を記載しました支給認定証を交付することが今までは義務づけられてございます。

今回の改正につきましては、支給認定証につきましてはいわゆる資格者証のような形で発行するものでございますけれども、使用頻度が少なく、交付済みの認定証というものを紛失している場合も多く見受けられるというようなところ、あと施設側においても、1号認定につきましては卒園まで退園することはほとんどなく、2号、3号の保育認定につきましても市町村が直接施設と利用調整を行うことになっていきますので、保護者、市町村、施設間におけるそご、給付費の計算等が一番かかわってくるんですけれども、こういった部分でそういったそごというのが生じることは考えにくいので、必要に応じてといいますのは、施設がこの方の受給内容を確認するにおいて、そもそも市町村とのやりとりの中でとか保護者とのやりとりの中で把握している場合においては、必ずしも支給認定証というものの提示を求めなくてもいいというような形のものがまず必要に応じてというところの意味合いになっていきます。

以上です。

委員長（阪口 均君）江川委員。

委員（江川慶子君）特定教育ということであれば、これは障がいをお持ちの方ではなくてどういったケースでしょうか。

委員長（阪口 均君）阪上保育課長。

保育課長（阪上正順君）まず、特定といいますのは、認定保育園とか認定こども園とかこういったものについての認可とはまた別に、熊取町が特に委託費であるとか施設型給付費とか、この施設に対して認可は受けておるんですけれども、熊取町としてこの施設に対してこういった給付費を払うのに適切であるという施設を認めるという一定の市町村の行為がございまして、これを特定というもので示してございます。

ですので、そういった特別な方が入所されるとかこういったものではなくて、具体的に申し上げましたら、今、町立保育所もそうですし、民間のさくらこども園を含めまして4つの園といったものにつきまして、全てを指すというような扱いになってございます。

委員長（阪口 均君）江川委員。

委員（江川慶子君）熊取町内の状況としては民間の4つが対象になるということですか。

委員長（阪口 均君）阪上保育課長。

保育課長（阪上正順君）特定教育と特定保育というものが2つございまして、特定教育という部分につきましては新制度に移行した私立幼稚園であるとか認定こども園の1号認定を受けた方が入所していただく施設、特定保育施設といいますのは、保育所機能の部分有する保育の2号、3号の方を指す施設というふうな形の区分けになってございます。特定教育につきましては、熊取町として、町内におきましては1号認定についてはさくらしか設定ございません。

ただ、補足として申し上げますと、他市町の認定こども園に通われている方につきましてもそういった支給認定者の対象になってございますので、同じような扱いで、そこは町の在住の方ということになりますけれども、町が支給認定を行っているという形になってございます。

委員長（阪口 均君）江川委員。

委員（江川慶子君）わかりました。認定証については町が指定認定証を確認して発行するわけですが、それに対して、必要に応じてというところでは使用頻度が少ない認定証ですので、手続の上で必要がある場合とない場合があると。それで、必要に応じてそこは提示しない場合もあるということですか。

委員長（阪口 均君）阪上保育課長。

保育課長（阪上正順君）支給認定証のみの説明だけちょっと先に偏ってしまったんですけども、支給認定証の交付を希望されない場合という意味を示された方につきましては、支給認定証というそもそも存在はすべきものであるんですけども、その代替措置として、熊取町としては支給認定証ではなく、別途つくりました通知というものを保護者と、さらに施設のほうにも送るという事務の発生は残りますので、保護者にとっては支給認定証、町としても支給認定証を発行はしておらないんですけども、そういった確認行為はできるような仕組みをあわせて持つという形になります。

委員長（阪口 均君）江川委員。

委員（江川慶子君）ちょっとわかりにくいところもあるんですが、また終わった後、教えてください。

委員長（阪口 均君）小山健康福祉部長。

健康福祉部長（小山高宏君）一番最初にご説明させていただきました今回の規則の改正というのは、今までやったら支給認定証というのが義務づけられていたということでしたんですが、それが紛失した場合、例えば紛失して、またその方が今度変更とか届け出の内容を変えるといったときに、まず支給認定証を出していただかないと次の手続に移れないということがあったんです。そういうところが、失われた方が来られたときにまたその手続をしていただくということが、やはり利用者の方にも不便を生じているし、行政側でももう一度それを出してくださいという手続が出てきますので、その辺のところを通知書という形に変えて、内容的に通知させていただいたものであれば紛失されてもまた通知書を発行させていただくと。もとの支給認定証も一旦出してまたというような、そういう手続が必要なくなるというようなところで、もともとの支給認定証を利用者の方がやはり出してくださいという場合でしたら認定証を出すし、もうそれは結構です、通知書でいいですということであれば通知書を出すというような形に変わりましたんで、義務づけられていないということで、必要に応じてという表現に変わったというようなところでございます。

委員長（阪口 均君）江川委員。

委員（江川慶子君）わかりやすくご説明ありがとうございます。事務のしやすいように、保護者の方にも負担のかからないように、そういった改正であるということで、わかりました。ありがとうございます。

委員長（阪口 均君）ほかに質疑はありませんか。

（「なし」の声あり）

以上で質疑を終わります。

本件について、討論を省略し、採決を行いたいと思います。これにご異議ありませんか。

（「異議なし」の声あり）

異議なしと認めます。それでは、議案第51号 特定教育・保育施設及び特定地域型保育事業の運営に関する基準を定める条例の一部を改正する条例の件を採決いたします。

本件は、原案のとおり決することにご異議ありませんか。

（「異議なし」の声あり）

異議なしと認めます。よって、議案第51号は原案のとおり可決すべきものと決定いたしました。

委員長（阪口 均君）次に、議案第52号 永楽ゆめの森公園条例の一部を改正する条例の件を議題いたします。

それでは、質疑を行います。質疑はありませんか。浦川委員。

委員（浦川佳浩君）第9条の事業報告書の作成及び提出というところなんですけれども、今、ゆめの森公園の利用状況というのは、都度都度何人入ったかとかいうのを毎月管理されていると思うんです。これ、ちょっと確認なんですけれども、毎年度、事業年度終了後30日以内とあるんですが、これ、指定管理に移行した場合というのは、毎月の進捗、利用状況であったりとか駐車場の利用状況というのは把握することはできるんでしょうか。

委員長（阪口 均君）庭瀬水とみどり課長。

水とみどり課長（庭瀬義浩君）今、浦川委員おっしゃられている内容ですが、ここの第9条につきましては1年、指定管理機関が終わった時点で30日以内に出せという条文になっておりまして、今おっしゃられている毎月ごとというのは、今と何ら変わらず報告を受けることは可能かと考えております。

あと、条例の今おっしゃられている第9条の次の第10条で事業報告の聴取等というところがございます。こちらの中で定期的に、または必要に応じて臨時に報告を求めることができるということとを定めておりますので、この中で今おっしゃられているような内容は聴取可能かと考えております。以上です。

委員長（阪口 均君）浦川委員。

委員（浦川佳浩君）ありがとうございます。特に指定管理に移行して、それから駐車場料金もまだ初めてということもありますので、随時、この状況は把握して、またその報告等必ずいただきたいというふうに思っておりますので、ぜひともよろしくをお願いします。

委員長（阪口 均君）ほかに質疑はありませんか。重光委員。

委員（重光俊則君）ここで第17条の6に、50ページですが、利用料金及び駐車場利用料金は指定管理者の収入として収受させるということで、収入については指定管理者に駐車場利用料金を収受させるということは記載されているんですが、指定管理者への支払い額と申しますか、指定管理経費等はどこでどのように規定するのでしょうか。

前の説明では、駐車場利用料金が仮定ですけれども426万9,000円として大体年間1,500万円で、3年間で4,500万円を支払うと想定しているということなんですけど、これは想定の話ですよ。指定管理経費の発生と確認と認定と指定管理者への支払い額というのは、これはどこでどう規定することになるのでしょうか。

委員長（阪口 均君）庭瀬水とみどり課長。

水とみどり課長（庭瀬義浩君）今おっしゃられている駐車場料金の規定の仕方なんですけど、前回、5月23日の議員全員協議会でもご説明させていただいております中で、今、駐車場料金というのがまだ実績が二月ほどでございますので、なかなかその辺の実績値というのがない中で、前回もお示しさせていただきました想定駐車場料金というのがあったかと思えます。その見込み額の半分を指定管理料を算出する際に入としてそれだけがありますよということで、全体の維持管理経費に係る出から収入分を差し引いた額で指定管理料というのを定めております。

あと、おっしゃられているその辺を加味しまして、指定管理料というのは募集要項でお示しさせていただくようなこととなります。今おっしゃっている3年間でこれだけになりますという上限額をお示しさせていただいて、募集するというような形になります。

委員長（阪口 均君）重光委員。

委員（重光俊則君）先ほど、墓苑のほうは12月に指定の具体的条件等は説明するということがありましたけれども、指定管理者への支払いとか収入は、駐車場料金がまず入りますよ。これは400万円だったり800万円だったり1,000万円だったり、今全然想定ができない状況ですけれども、それは指定管理者に入れますよ。経費は幾らの経費をどう認めるんですかというのがわからないんですよ。これ、指定管理者が収受しても、経費から駐車場料金の不足分とか、想定費用の不足分は多分町が支払うことになるんですけど、肝心なのは経費を幾らにするかということはどう決めるのかということになるんですよ。だから、それはどういうことかということ、例えば植木の剪定料とか警備委託料とか、そういうのが今の町の想定どおりに収支する、このお金でやりなさいと指定してやらずのか、あるいは実績上、植木の剪定はこれだけかかりました、警備はこれだけ追加せなあきませんでしたというようなことが出てきた場合に、そういう追加経費を認めるようなやり方になるのか、年間これでやってくださいということにするのか、そこはどうなるのでしょうか。

委員長（阪口 均君）庭瀬水とみどり課長。

水とみどり課長（庭瀬義浩君）今おっしゃられている指定管理料の積み上げの仕方なんですけれども、一応、28年度の永楽ゆめの森公園にかかりました管理経費を実績値として積み上げております。それに先ほど来言っています駐車料金の収入の部分を加味した中で年間の指定管理料の上限というものを定めまして、それを募集要項の中に記載いたしまして、それが上限額ということになります。その中で、もし途中で変更等が生じた場合、植木がちょっとふえたからというような対応は、変更はないものと考えております。

委員長（阪口 均君）重光委員。

委員（重光俊則君）ということであれば、必要経費の上限額として今の現時点では、駐車場料金は関係ないと思うんですが、消耗品とか剪定とかそういうものの経費は5月に説明された議員全員協議会での額が今のところ必要経費の上限額ということになると考えていいんでしょうか。それとも、もうちょっと見直しをされるんでしょうか。どうなんでしょうか。

委員長（阪口 均君）庭瀬水とみどり課長。

水とみどり課長（庭瀬義浩君）今お示しさせてもらっていますのは重光委員おっしゃられるとおりで、また9月に指定管理者の募集をかけてまいります。そこまでには、なるべく今、町がやっております実績値を少しでも反映できるような形で、その辺の詳細な見直しはかけていきたいと考えております。

以上です。

委員長（阪口 均君）大西都市整備部理事。

都市整備部理事（大西 宏君）少し補足させていただきます。

前回の議員全員協議会での数字というのは、あくまでも駐車場料金にしろ4月末までの実績ということでお示しさせていただいておりますので、先ほど課長が申しあげました公募までには、当然まだ実績値というのは積み上がってまいります。それらの実績値を反映した形で見直しをかけた上で実施していきたいなというふうに考えてございます。

それで、まず公募時、9月の時点で、議員皆様にも募集要項並びに業務の仕様書というのをお示しさせていただきたいなと思っています。

委員長（阪口 均君）重光委員。

委員（重光俊則君）わかりました。

だけど、これも指定管理になるときから人件費だとかかなり町職員がかかっている部分を減らす、それから植木とか警備委託料も今の現状、考えられた値よりもかなり削っている状況になるんで、これを本当に受けてちゃんとやっていけるのかなとまだに危惧していて、これで受けたからサービスが低下するよという状況になることを危惧しているわけです。その辺がないように、ぜひ指定管理者を選定すると同時に契約の中でもいろんなことを明記していただきたいと思います。よろしくお願いします。

委員長（阪口 均君）ほかに質疑はありませんか。矢野委員。

委員（矢野正憲君）指定管理者制度なんですけど、来年の4月1日に指定管理者制度を導入するというような形で理解しているんですけども、今が6月で、これから指定管理者を入れる準備期間であるとか、町民に対するこういうふうなところがとりましたというような周知期間というのが要と思うんですけども、おおむね10カ月くらいするというふうなことなんですけれども、10カ月で全てそれができるのか。先ほど、タイムスケジュール的なことで9月に公募をするというふうなお話がありましたけれども、その辺も踏まえてちょっと詳しく教えていただけますか。

委員長（阪口 均君）庭瀬水とみどり課長。

水とみどり課長（庭瀬義浩君）そしたら、今後の予定スケジュールとしましては、きょうの6月議会事業厚生常任委員会で条例を可決いただきました後は、また選定委員会の委員の選任に入っていきます。それが可決いただいた後動いていきまして、7月から選定委員会を実施していこうと思っています。

その中で、まず第1回目としまして、今も言うていました募集要項とか業務仕様書を1回選定委員会であつたきまして、それをもって9月、指定管理業者の募集に入っていきます。

それを受けまして、あと選定委員会、2回目、3回目、プロポーザルコンペだとかいろんな委員との議論をした中で、応募された業者の中から1者、指定管理業者の候補をそこで決定いたします。その決定した業者を12月議会に諮らせていただきまして決定するような形になります。だから、12月に指定管理者は決まるような形になります。そこから、指定管理者のほうも3月までは準備期間で、うちとの協定も必要となってきますので、その辺の協定をしていっている中で、今、矢野委員おっしゃられているような住民への周知も可能かと考えております。

実際、それでいまして、最後、来年の30年4月1日から指定管理者での管理を開始するような流れと今のところ考えております。

以上です。

委員長（阪口 均君） 矢野委員。

委員（矢野正憲君） 大体そういうようなスケジュールというのはわかりました。

先ほど墓苑のほうで江川委員がお尋ねされていたんですけども、指定管理者制度を入れることによってサービス水準を下げない、民間のそういうふうないろいろな工夫で逆にサービスを上げてもらうようなことも考えるというふうな話がありましたね。金額というのが有料化した駐車場の料金というふうなことで把握しているんですけども、結構ハードルが高いような中で手を上げてくれるような、そういうような業者というのは目星はついているんですか。その辺ちょっとお尋ねしたいと思います。

さっきの答弁やったらこれからの話なんでわかりませんというふうな話でしたけれども、ただ担当課としたら、やるに当たっているんな話は、そういった下段階のところはやってはるんだと思うんですけども、その辺どうなのかなと思ひまして。

委員長（阪口 均君） 庭瀬水とみどり課長。

水とみどり課長（庭瀬義浩君） 今、矢野委員がおっしゃられていることで、指定管理者を募集してどうなのかなというところで、指定管理者導入というのは今、矢野委員おっしゃられているとおりのことだと僕らも考えております。

その中でどんな業者がという中で、墓苑と一体の中でやっていく中で、墓苑というのはなかなかない中で、公園といいますと結構大阪の府営公園だとか近隣の公園とかで指定管理者を入れられている公園というのも今たくさん出てきております。

その中で、簡単にどこということはないんですけども、近隣で指定管理者を入れられている公園はどういったところの業者がとられているかというのをまず簡単に紹介させていただきますと、岸和田市の中央公園につきましては、岸和田市の公園緑化協会とミズノグループの共同で指定管理をされております。あと、泉佐野市のりんくうの中央公園では、こちらも一般財団法人泉佐野みどり推進機構が指定管理されております。あと、府営公園でいきますと、たくさんあるんですけども、府の公園協会と造園事業者がジョイントでやられているという指定管理業者という例が多く見られているような状態です。

以上です。

委員長（阪口 均君） 矢野委員。

委員（矢野正憲君） わかりました。単体の業者でやってもらうのもありやしJVを組んでもらうのもありやというふうな、そういうふうな考えでおっしゃられているんですか。というふうな形でいいんですか。わかりました。

委員長（阪口 均君） ほかに質疑はありませんか。渡辺委員。

委員（渡辺豊子君） すみません、今のちょっと関連で教えてほしいんですが、近隣の状況でわんぱく王国とさぎのせ公園につきまして公募をされたときに、それぞれの団体というか、その状況とかいうのは調査されていますでしょうか。わかったら教えてください。

委員長（阪口 均君）庭瀬水とみどり課長。

水とみどり課長（庭瀬義浩君）今、渡辺委員おっしゃられていますわんぱく王国とか、さぎのせ公園で実際公募した際に何者来たのかというのは、申しわけございません、把握しておりません。

ただ、わんぱく王国をとられた指定管理業者というのが地元の山中溪の自治会、さぎのせ公園につきましてはNPO法人のはまゆう和歌山というところが管理を今現在されております。

以上です。

委員長（阪口 均君）渡辺委員。

委員（渡辺豊子君）わかりました。またちょっと調べていただいて、今そういうわんぱく王国にしてもさぎのせ公園につきましても指定管理することによりまして利用者がふえておりますので、そういった分につきまして指定管理導入の近隣のそういう取り入れた要綱の内容とか、そういったものもしっかりと参考にしていただけたらと思います。お願いしておきます。

委員長（阪口 均君）ほかに質疑はありませんか。重光委員。

委員（重光俊則君）今の指定管理者、どういう方がなるのかというのはまだわかりませんが、近隣を見ても地元の方がかなり関与しているという状況があります。

それで、永楽ゆめの森公園は工事全体を町外業者が全体をやったと。4億6,000万円の工事をやっているわけですが、これからの維持管理の中でやっぱり一番多いのは植木等剪定です。造園関係の仕事が非常に多いわけですが。前の説明で、造園関係は町内業者を使うのかと言ったら、指定管理業者が決めるんではないかとされていては、やはりここは熊取町内の公園であって、造園関係の仕事が非常に大きなウエートを占めると。造園関係については町内業者を使用することというのは、これは明記すべきじゃないかと思うんです。そこは別に、指定管理者が植木管理だけは例えば指定管理者がしたくないというのであれば町が持つてもいいわけですし、指定管理者がやるのであれば植木剪定等の委託は町内業者を使うことということとをぜひとも条項に入れるべきやと思うんです。

警備委託にしても、もしそういうのが可能であれば、できるだけ委託料等については町内業者を優先的に使用するという条項をぜひとも入れるべきだと思うんですが、前の説明では指定管理者に任せなしようがないとか、任せるべき、任せるという方針と言われましたけれども、先ほどのいろんな自治体の状況を聞きましても、町内の団体とか地元のボランティア、NPOとかが関与されていますよね。熊取町は前の建設した業者がこれを管理する状況には、管理はしてもいいけれども、町内業者を使えるところは絶対に使っていくということを附帯事項として入れないといけないと思うんですが、現時点でこれについてはどう考えておられますか。

委員長（阪口 均君）大西都市整備部理事。

都市整備部理事（大西 宏君）重光委員おっしゃる町内業者の育成という面では重々我々も認識しているところではございますが、ただ、指定管理者の募集に当たりまして先ほどよその例で造園業者とかのJVが多いところを見ますと、やはり業者にしても、指定管理をとってできるだけ人件費なりそういった経費を削減して、一定の利益というのも前提で応募されてくるかと思っております。その中で、先ほど重光委員がおっしゃった植木に係る剪定は非常に大きい部分を占めるかと思えます。それを目当てに応募に来られる、ちょっと言葉は悪いですが、おいしいところを目指して町内外から多数応募いただくということも一つ考えられることもございまして、その部分だけを外した形で公募するというのは非常に厳しい面がございまして、そういった点でちょっとご理解をお願いしたいなと思えます。

委員長（阪口 均君）重光委員。

委員（重光俊則君）やはり一番大きな要素は植木等の剪定あるいは造園関係の仕事で、熊取町は造園関係の業者が非常にたくさんいるわけですが、やはりその辺を前提に入れて、熊取町が運営する公園だということを前提にしてこういう指定管理者等を選定していく、あるいは仕事等を町内業者で配分していくということは頭に入れてやっておかないと、熊取町民の支持というのはなかなか

得られなくなると思うんですね、長期的に。

町内の公園で安ければいいというのであれば、それで入札が安いところにすればいいですけども、実際に例えば町内業者が使えないというのはあり得ないと思うんですよ、どこの業者がやってもどんな会社がやったとしても。どんな会社がやったとしても造園業者を使うわけですから、造園業者が受注してそれをやれば安くなるかという、どれがやっても大体余り変わらへんと思うんですよ。だから、町内業者をいかに使うかということは、これは多分、こんな植木剪定の委託料だけでは済まないような事業になってくると思うので、そうすると、それを拡大するときに指定管理者に契約をしているから、それを拡大しないといけないんです、お金が足りないんですという状況になった場合に、400万円が今の600万円になったり800万円になったりする可能性があると思うんです。そういう場合にそれをとめられるかといったら、とめられない状況になると思うんです、指定管理者を決めてしまったら。だから、やはりここは町内業者をできるだけ優先することということは条項に入れてやらないと、熊取町がこれをつくって熊取町が運営していくわけですから、そんなことも全く考えないで、近隣業者でも来て、やると言ったらそれにやらすんやというのはちょっとおかしいと思うんです。

やらせてもいいですよ。やらせてもいいですけども、この部分はやっぱり町内業者あるいは委託についても町内業者を優先することというのは入れる、それを入れてもやってくれる業者でないとあかんのじゃないですか。そうでなかったら町がやったらいいんじゃないんですか。指定管理者にするというのは、そういうふうになくやるということであるというのは、スタッフがいない分だけ大きな会社でないと多分できないとことがあり得るような前提で、これは契約がいつているわけですね。だからその辺も危惧される場所ですけども、やはり熊取町の公園であるということと、先ほどおっしゃったいろんな公園が地元業者、地元の人たちの関連で支えられているということとを前提に置くと、頭から地元業者優先じゃないんですよと、指定管理者が決めるんですよというのはいかななものかと思われま。

それは、まだ公募要項等が今から公募委員等で検討されるわけですから、その中でまたもまれる可能性はあるかもわかりませんが、現時点ではそれは指定管理者に任せるんだという町の考えであるということであるとしたら、私はぜひとも町内業者優先という条項を入れていただきたいということをお願いしておきます。

委員長（阪口 均君）ほかに質疑はありませんか。江川委員。

委員（江川慶子君）災害の観点から一つ質問したいんですけども、ここは防災公園にも指定されていると思うんです。災害時の場合の指定管理者との規定というのはどのような形になっていますでしょうか。

委員長（阪口 均君）答弁を求めます。泉谷都市整備部長。

都市整備部長（泉谷 徹君）防災の拠点となってございます。これにつきましては今後、指定管理者を公募するときに、先ほどの要綱の中でどううたうかは企画部の担当と詰めていきたいと。何か災害が起きたときに指定管理者はどういう行動をとりなさいとか、そういう形では何らかの形で提示して、指定管理者には周知していきたいと考えてございます。

以上でございます。

委員長（阪口 均君）江川委員。

委員（江川慶子君）わかりました。これから協定の中に入れていくということですね。よろしく願いしておきます。

委員長（阪口 均君）ほかに質疑はありませんか。

（「なし」の声あり）

以上で質疑を終わります。

本件について、討論を省略し、採決を行いたいと思います。これにご異議ありませんか。

（「異議なし」の声あり）

異議なしと認めます。それでは、議案第52号 永楽ゆめの森公園条例の一部を改正する条例の件を採決いたします。

本件は、原案のとおり決することにご異議ありませんか。

(「異議なし」の声あり)

異議なしと認めます。よって、議案第52号は原案のとおり可決すべきものと決定いたしました。

委員長(阪口 均君) 次に、議案第53号 附属機関条例の一部を改正する条例の件を議題といたします。

それでは、質疑を行います。質疑はありませんか。渡辺委員。

委員(渡辺豊子君) この分の選定委員会を設置するということなんですけれども、議員全員協議会のときにもご説明ありました。選定委員会の委員というのは6名ということで聞いているんですが、その委員構成につきましてもう一度ご説明をお願いします。

委員長(阪口 均君) 庭瀬水とみどり課長。

水とみどり課長(庭瀬義浩君) 委員の構成につきましては、今、渡辺委員おっしゃられているとおり6名です。

その内訳としましては、学識経験者ということで、公園でもございますので、レクリエーション農園、野外活動にたけた専門的な先生、あと経営状況を確認していただくということで税理士、あと、一応、地元の区長だとか墓苑利用者のどなたかということで住民代表2名、町職員としまして住民部長と都市整備部長、以上の6名と考えております。

以上です。

委員長(阪口 均君) 渡辺委員。

委員(渡辺豊子君) わかりました。学識経験者2名、税理士も入っていただくということと、そういった専門の先生が入っていただくということがわかりました。

住民代表の方なんですけど2名、墓苑の利用者1名と、それで住民の区長ということでしたが、公園の分につきましてもありますので、永楽ゆめの森公園を利用している町民の代表という形のスタンスで、子どものいらっしゃる、そういったご家庭のご家族の方という町民代表という形の考え方はできないでしょうか。公園の利用者の代表、PTAでもよろしいかと思いますが、区長という考えもあるかもわからないですが、やっぱり墓苑の利用者の代表と公園の利用者の代表という形で住民代表を選出する考えはないですか。

委員長(阪口 均君) 大西都市整備部理事。

都市整備部理事(大西 宏君) 委員おっしゃるとおり、当然利用者からどなたかという可能性はないことはございません。ただ、選定するに当たってどういった住民、例えば墓苑利用者でしたら限定された中で、人数は多いんですけれども1人という選び方はできるんですけれども、公園利用者は、町外の方もかなりある中でどういったふうに選定していくのかというのは非常に難しい面もございました。

地元の成合区長でございますけれども、当然、公園の利用で周りの環境への影響とか状況とか、非常にそこらでご迷惑をおかけしている点もございまして、いろんなことで近隣の自治会からの目という分非常に重視できる場所があるかなというところもございまして、野外活動ふれあい広場につきましては成合区長に参加していただいているということもございまして、近隣の地元自治会からのご意見等、こういうことは注意しなければならないとか、そういったことでいろんなことをご意見いただけるということでご期待申し上げまして、地元の区長ということで現在のところは考えてございます。

委員長(阪口 均君) 渡辺委員。

委員(渡辺豊子君) 第1回の選定委員会の中でいろんな要綱等も審議するわけですよね。そういった中で、区長の意見も大切かと思うんですけれども、やっぱり公園の利用者、PTA関係の方、そういった方の声というのが公園の直接の利用者に一番近い位置の方ではないかなというふうに、今の公

園利用に関しての設備とかいろいろな遊具関係とかそういったものを考えたときには、やっぱり学校関係というかPTA関係、要はよそのをちょっと調べさせていただいたんです。そしたらやっぱりPTA関係の方が選定委員会のメンバーになっておられました。アンデルセン公園ですか、あちらのほうの公園の選定委員のメンバーの中にそういったPTAの関係の方というふうに、公園の利用者代表という形でそんなふうになっておりましたので、もう一度検討していただきたいなというふうに思います。

委員長（阪口 均君）答弁求めますか。今のは要望ですか。渡辺委員。

委員（渡辺豊子君）要望しておきます。

委員長（阪口 均君）ほかに質疑はありませんか。

（「なし」の声あり）

以上で質疑を終わります。

本件について、討論を省略し、採決を行いたいと思います。これにご異議ありませんか。

（「異議なし」の声あり）

異議なしと認めます。それでは、議案第53号 附属機関条例の一部を改正する条例の件を採決いたします。

本件は、原案のとおり決することにご異議ありませんか。

（「異議なし」の声あり）

異議なしと認めます。よって、議案第53号は原案のとおり可決すべきものと決定いたしました。

委員長（阪口 均君）次に、議案第56号 平成29年度熊取町下水道事業特別会計補正予算（第1号）の件を議題といたします。

それでは、質疑を行います。質疑はありませんか。

（「なし」の声あり）

質疑なしと認めます。以上で質疑を終わります。

本件について、討論を省略し、採決を行いたいと思います。これにご異議ありませんか。

（「異議なし」の声あり）

異議なしと認めます。それでは、議案第56号 平成29年度熊取町下水道事業特別会計補正予算（第1号）の件を採決いたします。

本件は、原案のとおり決することにご異議ありませんか。

（「異議なし」の声あり）

異議なしと認めます。よって、議案第56号は原案のとおり可決すべきものと決定いたしました。

委員長（阪口 均君）次に、議案第57号 平成29年度熊取町墓地事業特別会計補正予算（第1号）の件を議題といたします。

それでは、質疑を行います。質疑はありませんか。重光委員。

委員（重光俊則君）非常に細かいことで申しわけないですけども、9ページに永楽ゆめの森公園及び熊取永楽墓苑指定管理者選定委員会委員報酬で4万7,000円、一般会計のほうでは公園関係で4万8,000円が出ているんです。事業規模から見ると1対5ぐらいの関係があるんですけども、委員報酬は五分五分ですよ。非常に細かいですけども、これの考え方はどうなんでしょうか。

委員長（阪口 均君）島尾環境課長。

環境課長（島尾 学君）おっしゃるとおりなんです。我々も、規模はあるということなんですけれども、でも一体として管理したいというご説明も幾度となくさせていただいたと思うんです。その中で決めるということであれば半分ずつ持ちましょうという形で協議させていただいたところで、委員長だけちょっと報酬が高いものですから、その分は一般会計のほうで持っていて、こちらは普通のというと叱られますけれども、委員の報酬で7,700円、お二人、それが3回分という形

で決めさせていただいたというところでございます。

委員長（阪口 均君）重光委員。

委員（重光俊則君）わかったことにしておきます。

委員長（阪口 均君）ほかに質疑はありませんか。

（「なし」の声あり）

以上で質疑を終わります。

本件について、討論を省略し、採決を行いたいと思います。これにご異議ありませんか。

（「異議なし」の声あり）

異議なしと認めます。それでは、議案第57号 平成29年度熊取町墓地事業特別会計補正予算（第1号）の件を採決いたします。

本件は、原案のとおり決することにご異議ありませんか。

（「異議なし」の声あり）

異議なしと認めます。よって、議案第57号は原案のとおり可決すべきものと決定いたしました。

委員長（阪口 均君）以上で、本委員会に付託されました案件の審議は全て終了いたしました。

これで事業厚生常任委員会を閉会いたします。ご協力ありがとうございました。

（「11時31分」閉会）

以上の委員会の次第は議会事務局長の記載したものであるが、その内容が正確であることを証するため、ここに署名する。

事業厚生常任委員会委員長

阪口 均